

平成二十二年第四回垂井町議会定例会第二日

平成二十二年六月十五日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
				修
				君

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	若	山	隆	史	君
総	務	永	澤	幸	男	君
企	画	早	野	博	文	君
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	興	慈	善	君
健	康	福	祉	課	長	中	村
住	民	課	長	桐	山	浩	治
建	設	課	長	小	川	孝	夫
産	業	課	長	三	浦	高	雄
上	下	水	道	課	長	中	島
会	計	管	理	者	兼	古	山
会	計	課	長			則	雄
消	防	主	任	吉	田	守	男
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟
学	校	教	育	課	長	乾	豊
生	涯	学	習	課	長	多	賀
						清	隆
						君	君
事	務	局	長	高	木	一	幸
書	書	記		久	保	陽	一
書	記			藤	塚	怜	奈

四 議事日程

平成二十二年第四回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十二年六月十五日（火）

日程第一 一般質問

午前九時

## 五 本日の会議に付した事件

### 議事日程のとおり

## 六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、一番藤壇理君、二番吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

### 日程第一 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 梅谷片山トンネル開通後の諸問題について質問をいたします。

今回、国においては鳩山内閣にかわって菅内閣が発足しました。内閣総理大臣に就任するに当たって、菅総理は次のコメントをいたしました。「政治の役割は、国民の不幸の要素、世界の人々の不幸の要素をいかに少なくするかであり、そのために全力を傾注する覚悟である」と。要約すると、このような趣旨であったと思います。このことは党派を超えた理念であり、私もも地方にあって、町民の幸せを願って適切な施策を講じることが肝要であり、

使命であると認識しているところであります。

さて、そうした立場に立つて、梅谷トンネル開通後の検討課題を提起しながら、次の事柄について、町長及び関係課長の御所見を伺いたいと思います。

梅谷片山トンネル開通後の諸問題に関する要望書が、過日、このように提出されました。ちょっと読んでみます。

梅谷片山トンネル開通後の諸問題に関する要望書。

先月二十五日に梅谷片山トンネルが開通し、半月になります。交通量が想像していた以上の大幅な増加となり、住民にとっては恐怖の日々が続いております。具体的には、通行量が大幅にふえたことや、車が猛スピードで疾走したり、カーブで追い抜きをかけたたり、空き缶・ごみの投げ捨て、騒音と、戦々恐々の状況で、犠牲者が出てからでは遅いので、地区住民の安全を守るために、下記のとおり県道五十三号線に速度制限、減速表示、赤色灯、案内表示、横断歩道の設置など、公安委員会と協議もしていただきながら、安全対策を図ってくださいるように要望いたします、ということでございます。その下に、十項目の要望が載っております。換言すれば、発展の裏側には地域住民の生命の危険があると言っても過言ではありません。こうした危険な状況を少なくすることとは、喫緊の課題であります。予想をはるかに超えた交通量とあわせて、ドライバーのマナーの欠如は目に余るものがあります。事故を未然に防ぐための手だてを、議会、執行部、町民一体となつて知恵を出し合うことが求められます。

そこで、一つの仮の提案を含めてお尋ねいたしますので、今後の取り組みの可否、展望等をお聞かせいただきたいと思います。

一、まず初めに、町議会議長あてに提出された梅谷トンネル道づくり委員会からの要望書の取り扱いについて、執行部の御所見を伺います。

次に、要望書にあるような法的な制限の強化や、横断歩道の設置などに関係機関にどのように働きかけるのか、お尋ねいたします。

次に、梅谷トンネルの開通は何年も前から大まかに決まっていたのに、JRの踏切拡幅が宮之前踏切よりおこなわれているのは、何か重大な理由でもあったのか。梅谷トンネルの開通は、踏切拡幅完成と同時に発言されておりました議員さん、行政は、県、JRにどのように働きかけ、お願いをしてきたのか、お尋ねします。また、県職員を副町長にした効果はあったのかもお尋ねいたします。優先順位はどのように考えておられたのか。

町として当面の事故防止策は必要ですが、何か施策はありますか、お尋ねをいたします。

全国には、かなり危険をはらんだ交通の要所が多くあることはマスコミの報道で知るところであります。歩行者を、子供や老年寄りの安全を確保するためには、ハード面の整備を待つばかりでなく、みずから身を守るための意識づくりや、ドライバーがみずからスピードを抑制するような道路環境にするため、適当な場所に地産の湯茶サービスの休憩所や、トイレを設置することも効果があるでしょう。気配りロード、マナーロードなどのネーミングも効果があるのかもしれませんが。その他いろいろなことが考えられますが、この際、垂井の自然を守る町民意識を高める観点から、まちづくり条例を有効に活用しながら官民協働の知恵を出

すことが大切で、垂井発の地域道路の安全確保など検討してはどうでしょうか、御所見を伺います。

交通の利便性と安全対策がマッチするような道路にするため、飯の提案をしましたが、危機管理の観点からも、議論が深まる一つのきっかけになることを期待して、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の御質問にお答えをさせていただきます。道路、梅谷トンネル開通後の状況についてのいろいろな御提言

でございました。

前段で、菅首相のコメントについて御発言がございました。私も菅首相のコメントは、最小不幸社会というコメントが出たときに、初めて聞く言葉でありましたので、どうということかなということを思っておりましたけれども、今、議員がおっしゃいましたように、政治の役割は貧困や戦争、国民や世界の人々が不幸になる要素をいかに少なくしていくことだというふうに要約されておるところでございます。その一方で、政府としては、経済や財政、社会保障の立て直しということを強くおっしゃっておると。この両立をどうさせていくかということになると思います。

この最少不幸社会の実現ということは、普通に言えば、政治家が語る場合に、やはり豊かさとか、夢とか、そういった部分を強く前面に出すところでありますけれども、やはり現実志向的といいますか、そういった部分で菅首相の面目をそこら辺で示しておるのではないかなあというふうに思います。

また、こういった最小不幸社会というようなことを言うことにおいて、国民の過大な期待であるとか、政治に対する思いというものを冷静に処理をしていくというようなことを言っておって、俗に言われますばらまき等を決別していく方向にあるという部分で、子ども手当の見直し等も、その線上にあるのかなあということも思ったりしております。

また、このことは、まちづくり条例が進めます、住民と行政が一体となって進めるまちづくりにも合致するところでありまして。ですが、今言いましたように、一方で言っている強い財政、強い経済、強い社会保障といったものについては、やはり多大な費用が要するわけでありまして、この両立をいかにしていくかということがこれからの国の大きな課題でもありますし、我々市町村にとっても、この問題は大きな課題であるという認識を持っておるところでございます。

さて、道路に関してでございます。御承知のように、岐阜県においては空港等がなく、やはり道路というものに対する生活・経済の依存度が非常に高いところでございます。これにおいて道路の改良、あるいは性能の向上ということは、我々の生活に強く寄与するものであります。今、議員の御指摘のあったように、その裏には危険も潜んでおるといふことでございます。これをいかに解決していくかということ、我々が常々考えていかなければならない重要な課題であるという認識は絶えず持つておるところでございます。

垂井町におきまして、交通安全対策協議会等を年に四回開き、その都度、交通安全の意識啓蒙を図る中で、事故を未然に防ぐ、

あるいはセーフティードライバー等の事業を行う中で、交通安全対策協議会が進めておる事業等もしつかりと進めておるような状況でございます。そういった中で、住民の交通安全に対する意識の向上を図っていくということが、大きな啓蒙といえますか、危機管理の一つになっていくんではないかなというふうに思っております。

一方で道路の構造を、今議員も、構造においても、まちづくり条例というようなこともおっしゃいました。実際のところ、今までも岩手地区ではあじさいロード、青少年健全育成の方がやられたり、あるいは岐阜関ヶ原線においては、コブシの植樹を一般民間団体の大翔会という方々が植えられて、今でも手入れをしてみえと、そういうような形の中で、走りやすい道路、あるいは気持ちのいい道路を目指して地元の方々も頑張ってみえます。

また、この道づくり委員会におきまして、やはり住民と行政が一体となった形で取り組んでおられて、まさにこのまちづくり基本条例の先進的に取り組まれておる一つの事例に当たるのではないかなと思えるようなところもございます。こういった住民の方の意見を取り入れながら、これから住みやすいまちをつくるため、いくための道路整備、あるいは環境ということも一緒に考えていく場というものをつくっていかれたらというふうに思っております。

トンネル等の開通に伴ういろんな諸問題につきまして要望がございましたが、これは後ほど担当から補足説明をさせていただきますけれども、今後とも、やはり地域住民と一体となって、その思いをいかに実現していくか、あるいは行政としてなすべきこと

をいかにしていくかと、その部分で住民の方といかにかわって  
いくかということが、これから大事な課題であるという認識のも  
とに、道路行政も進めてまいりたいと思っておりますので、よろ  
しくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 九番議員の御質問につきまして、私の  
方で、梅谷片山トンネルの梅谷トンネル道づくり委員会にかかわ  
っておりますので、補足的にお答えをさせていただきます。

まず、議員も交通量の増加に触れられておりましたけれども、  
県が実施いたしました交通量調査につきまして、少し御紹介をさ  
せていただきます。

開通前の台数が、一日約千八百台でございました。開通後、五  
月十四日の平日でございますけれども、午前七時から午後七時の  
十二時間で約四千四百台、これに夜間交通を含めると、約三倍増  
となったと聞いております。ちなみに日曜日は、十二時間、同時  
間で四千台と聞いておるところでございます。

さて、要望書につきましてでございますけれども、今月三日に  
同道づくり委員会が地元で開催され、委員として大垣土木事務所、  
垂井警察署からも御出席をいただき、再確認されたところでござ  
います。正式な回答は後日になると思われましても、県では  
早急な対応といたしまして、視線誘導、曲線誘導のためのデリネ  
ーターと呼ばれる反射機、それと自発光の縁石用マーカーが設置  
されました。また、今月第四週の週でございますけれども、カー  
ブ箇所でのグルーピングと言われる滑りどめの工事が予定されて

おります。

また、J Rの梅谷川踏切の拡幅につきましてでございますけれ  
ども、この件につきましては、以前より県とJ Rが協議中だとい  
うことを聞いております。ぎふ清流国体に向けて、準備を進めて  
いると聞いておるところでございますけれども、今後県を通じ  
まして早期に完了するようお願いしてまいります。

なお、踏切の安全対策につきましては、県で減速マークの区画  
線でありますとか、自発光デリネーターの注意喚起の機器設置で  
ございますけれども、このようなことが予定されております。

また、建設課といたしましては、道路全般の安全確保につきま  
して、道路交通環境の整備といたしまして、歩道設置、道路の防  
災対策、橋梁の耐震補強の推進、交差点改良、防護さくや道路案  
内標識の設置等を進めてまいります。道路交通の安全は道路交  
通事故のない社会を目指すことでございます。今後も、歩行者や  
車両の通行の安全確保に努めてまいりますので、よろしく御理解  
をいただきますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 九番議員の第一点目の町議会議長  
あてに提出されました梅谷トンネル道づくり委員会からの要望書  
の取り扱いについて、交通所管でございます企画調整課の方から  
御回答を申し上げます。

まず、要望書の提出を前に、交通量が増加することが予想され  
たため、開通後の梅谷川踏切におけますところの小学生、あるい  
は児童の通学時の安全確保を図る観点から、翌日の四月二十六日

から一週間にわたり集中して交通安全指導を行ったところでございます。その折、あわせて交通量の調査を実施いたしましたので、ここにその一週間についての御報告を申し上げます。先ほど、建設課長からも一部交通量の発表がございましたが、若干その台数等と違うかもわかりませんが、私どもが朝の七時から一時間調査した結果について御報告申し上げます。

平均の数値で申し上げますが、南から北へ向かう車両につきましては五十四台、平均でございます。それから、北から南へ向かう車両につきましては四十三台でございます。予想しまして、開通前と比較するために、前もって開通前の一週間についても調査をさせたところでございます。その数値と比較いたしますと、南から北へ向かう車両につきましては、実に、私どもの調査では三倍の増加であったと。それから、北から南へ向かう車両につきましては、その時点では五倍ふえておったという結果が出ておるところでございます。以上、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、二点目の要望書にあるような法的な制限の強化や、横断歩道の設置など関係機関にどう働きかけたのかという問いでございますが、四月二十五日の日曜日から、トンネル開通を見据え、これまで地元自治会や交通安全協会支部等からの要望に基づきまして、現地調査を行ってまいりました。それが、先ほど開通前におけます調査等もそうしたことでございます。事前に交通安全の確保について検証しておったところでございます。

また、添付資料にございます五月十日付の道づくり委員会によります要望書につきましては、同月の五月三十一日付をもって、

垂井警察署長あてに依頼をしておるところでございます。まだ本日現在、回答は来ておりませんが、内容につきましては後日委員会あてに文書にて御回答申し上げたいと、かように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、毎日、日本のどこかで、だれかが交通事故のために大切な命を失っておられます。不幸にしまして大変悲惨な事故が先週末に同県道で発生いたしました。こんな悲しい出来事は二度とあつてはならないと、かように考えておる次第でございます。議員御指摘もございましたとおり、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践し、交通事故に注意することも非常に大切なことでございます。今後とも、町長が冒頭に申しましたが、春・夏・秋・年末の交通安全運動を中心に、交通安全の意識高揚を図ってまいりたいと、かように考えております。ぜひとも御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 再質問をいたします。

要望書の取り扱い、関係機関への働きかけの方法というのはいろいろ聞きましたけれども、踏切の拡幅がおくれている理由というのはまだ聞いておりませんし、県、それからJRへの働きかけ、どれぐらいの程度の回数で働きかけをしたのかということをまずお聞きいたします。

そして優先順位、岩手がなぜ早かったのかという、その辺もお聞きしたいと思えますし、本来、県から招致をされました副町長が積極的にこのことに取り組んで、宮之前踏切よりも先に梅谷川

踏切の拡幅を置き土産に帰っていただくようなことが一番望ましかったのではないかなと思っております。

そして、梅谷トンネル西側出口から村入り口までは、緩やかなカーブになっており、冬場は日も当たらず、スリップ事故等が予想されております。トンネル開通後、既に先ほども言われましたけれども、池田町温泉のところで死亡事故が発生しております。このような悲惨な事故を垂井町側では起こしてはなりません。万全の策を講じていただけるものと期待をし、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

質問を少し落としたような形で申しわけございませんでした。この宮之前踏切と梅谷川踏切の関係におきましては、事業主体が、そもそも宮之前につきましては町が独自で行う事業でありますし、梅谷川踏切につきましては、県道でありますので、県が取り組む事業でございます。その中のJRとの協議という形で進んでおりました。県の計画等も、途中、高架から平面という形で財政的な部分もありまして変わってきたというような中で、JRとの協議もおくれている部分があるのではないかというふうに推測しております。

また、町におきまして、梅谷川踏切の拡幅に伴いましては、当然JRとの協議の中では踏切を拡幅、あるいは改良する場合には、近辺の踏切を遮断するというような条件が出てまいります。そういったことも踏まえまして、地元の方の御了解を得ながら閉鎖す

る踏切等の検討を進め、県にも伝えてあるところでございまして、県はこの情報を持って、今、JRと協議を進めておるとい状況でございます。

町におきまして、宮之前の踏切の着工というか、計画を進めておつたのが先になった、そういった経緯も含めて先に進んだという状況でございます。どちらを優先ということではなく、これは優先順位というのは、同一の場合の優先になりますけれども、それぞれが事業主体がある中での進行という形で、御理解を願いたいと思っております。

なお、今後の展開につきまして、国体までに梅谷川踏切という形になっておりますけれども、同年がちょうど、以前お話をしました垂井町の出屋敷踏切の改良工事にも重なっております。JRにおきましては、大垣管内におきまして、同一年に二カ所やるというのは非常に難しいということ、どちらか一方という話の中で、町といたしましては、ぜひ梅谷川踏切の改良を先にやってほしいということ要望として出しておるところでございます。県を通じまして、鉄道問題研究会等がございます。そういった部分での働きかけももちろんのことでありまして、そういった部分原線期成同盟会においても、やはり県にもこういった要望を伝える中で、我々の思いというものを少しでも実現していくために活動しております。

また、安全部分につきまして、先ほど建設課長が説明したかと思いますが、グループピングと言いまして、道路に掘削して溝を掘る、要するに氷が張っても割れるというような形の滑りどめです。その工事を近々にやるということで、冬季に備えての事業もこれ

から実施していくということでございますので、また、いろいろな部分でお気づきのことがございましたら、御指摘をいただきたいというふうに思っています。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先日行われました第三十回豊かな海づくりぎふ長良川大会が成功裏に終わったことを、関係者の皆さん大変御苦労さまでございました。

私は、温泉水の活用ほか二点についてお尋ねするものでございます。また、この温泉水活用につきましても、先輩議員、また、同僚議員、私も数回こうして質問に立つたわけでございますが、なかなか町長も前に進んでいただけません。こんな形で、また再度今回お願いするものでございます。

町長は、いつも新しい施設はつくらないというような形で答弁をなされておりますが、私は朝倉運動公園の中にあります勤労青少年ホームの中におふるがあります。そのような中で、そのふるの最大限利用を望むものでございます。

それに入る前に、今、温泉スタンドが町長の手でつくられておりますが、なかなか利用者も少なくなっているような状況でもございますし、また、夏暑くなりますとアオコが発生し、温泉水が濁るといような形で、この受水槽の管理、清掃はどのようにしておられるのか、これをお尋ねしたいと思っておりますし、また、温泉スタンドの活用を町民の皆さんに広くPRをしていただき

たいと思っております。

また、当スタンドにおきましては、適応症といたしまして、神経痛とか関節痛、筋肉痛、五十肩、慢性消化器病、冷え性、疲労回復、健康増進、また、病後の回復等々、多くの適応症が示されております。これらの適応症を、やはり先ほど申しましたように、町民の皆さんに多く知らせていただき、何とか朝倉温泉を活用してもらいたい、このように思っております。

また、三月の議会におきましても、同僚議員が質問されておりますが、表佐の老人福祉センターにおきましては、改修費に三千万円近くかかるというような形で、財源が難しいというようなことも言われておりました。先ほども私が言いましたが、町長は新しい施設を考えていないということでもございました。朝倉運動公園におきましては、町民の安らぎの場でもありますし、また、スポーツの場として多く利用されております。

勤労青少年ホームには、男女それぞれふるが設置されておまして、そのふるを見ますと、長さが長辺二メートル四十、短辺一メートル四十の深さが六十センチぐらいの浴槽となっており、一度に七、八人は利用できるものと、このように思っておりますし、また、ロビーに入りますと、浴室の看板がありまして、温泉のマークもしてあるというような形ですが、中に入ることはできません。また、男女別に十二個ずつのロッカーが設置されております。また、配水管の距離といたしましては、温泉スタンドから大体三百メートルぐらいかなと思うわけでございますが、ボイラー接続等には多少費用はかかると、このように思っております。

町民の皆さんのかねての要望でもあるわけでございます。この



温泉を利用し、また、いつも言っておりますが、医療費が少しでも安くなれば、また、町民の健康な体力の維持と、健康のためにも、町民の安らぎの場とし、朝倉公園内にありますセミナーハウス、研修施設でございますが、これらも皆さんに利用していただき、安らぎの場をつくっていただいたらと、このように思います。平成二十四年には、ぎふ清流国体の軟式野球の会場にもなるわけでございます。当公園のグレードアップにもなるかと、このように思います。

また、町長は、ことし春、北部の自治会の席上、岐関線の梅谷片山トンネルが開通しますと、池田温泉が近くなるということに関係者の皆さんにも言っておられるということを聞いたわけでございますが、池田温泉のPRをされる前に、この垂井町の温泉をどう活用していくか、町民の皆さんにどうして親しみを持って利用していただけるか、これを第一に考えていただきたい。よそのまちは、私はいいと思うんです。垂井町の温泉を八年もほかつてあるんです。ぜひともこれらを考えていただきたい、このように思っております。八年間温泉を待っている町民の皆さんには、我々はどう返事をするんですか、このようなことをぜひとも前向きな形で答弁をお願いしたいと思っております。

次に、入らせていただきます。二番の交通安全施設でございますが、同僚議員と多少重なるところがあるわけでございますが、私も他のまちへ行きますと、交差点とか横断歩道等々、カラー舗装がしてあります。これらを見ますと、やはり運転手に注意を促せるものではないかと思うわけでございますし、近くでは、先ほども申されましたように、岐関

線の梅谷川踏切から北へと、また、県道の垂井停車場線の跨線橋の上等もカラー舗装がされているような状況でもございます。このような形の中で、カラー舗装されることによって、運転手の安全運転が図られると思いますし、また、幹線街道には多くの横断歩道もあります。そのような中に、子供たちの通学道路に指定されている道路があるわけでございます。そのような形の中で、カラー舗装をしていただき、子供たちが安全に通学できる環境づくりをよろしく願います。

また、下水道工事後の路面復旧等々、施工されるわけでございますが、これらにつきましても、やはり路側帯、白線等でございますが、引いていない通学路もあるわけでございます。できるだけ広い路側帯をとっていただいて、関係四課、企画調整課、建設課、上下水道課、学校教育課等々協議をしていただくということも大切かと、このように思っております。これらの協議をしていただいて、町民の皆さんの安全、また、子供たちの安全確保をよろしく願います。

次の三番に入らせていただきますが、土砂災害警戒区域についてでございます。

いよいよ災害発生の季節となつてまいりました。六月一日から三十日までの一カ月は、土砂災害防止月間でもあります。平成二十年には、全国四十四都道府県で六百九十五件の土砂災害が発生したとのこと、また、過去五年間では六千四百五十三件、年間千二百件以上、この土砂災害が発生しております。当町は、七〇%以上が山林でもございます。このように多くの土砂災害がいつ、どこで発生するかわかりません。

先日、近くの砂防河川、砂防指定地内に土砂災害警戒区域の看板が設置されました。この看板を見ますと、「ここは、生命に著しい危険が生ずる土砂災害（土石流）の発生する可能性のある区域です」などが表示されております。土砂災害警戒区域とし、図示されておるわけでございますが、この土砂災害特別警戒区域としては記載されておりませんが、詳細は役場、または大垣土木事務等で確認してくださいと、この看板には上がっております。この看板に示されております関係住民の皆様にごどのように説明されておるのか、また、町内には多くの警戒区域があると思いますが、何地区あるか、お尋ねいたします。

以上、三点でございますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の御質問にお答えをさせていただきますかと思っております。

まず温泉の利用についてでございます。

朝倉運動公園の勤労青少年ホームの施設を利用してはどうかという御提言でございます。また、受水槽の関係につきましましては、担当から後ほど詳しく説明をさせていただきますけれども、温泉に関する思いという部分で少しお話をさせていただけたらというふうに思っております。

三月にも、この御質問があったわけでありませけれども、予算として、どうしても緊急性のある喫緊にやらなければならぬ問題ではないという認識のもと、優先順位は低いという判断の中、あるいは財政的にも三千万円弱かけるのは非常に今厳しいという

状況の中での見送りという形になったところでございます。

この施設におきまして、実は表佐の老人福祉センターだけではなくて、朝倉の勤労青少年ホームも一緒に考えておったところでございます。要するに、町内のおふるのある施設に温泉水を有効に使える方法はないかというような検討をしたところでございます。その中で、入浴の規模とかを考えたときに、老人福祉センターでまず行ってみようという思いで当初の計画を進めたわけでありませけれども、やはり二千七、八百万円かかるというような状況の中で、これを保留したというところでございます。状況は、今になっても変わっておるわけではなく、やはり非常に厳しい状況が続いております。老人福祉センターが朝倉になったからできるという状況ではないというふうに私どもは認識をしております。ただ、この温泉というものを自前で、議員もおっしゃいましたように、私どももいたしましたは、今、施設をつくって温泉ということは特に考えておるところではございませんけれども、例えば業者の方がそういった施設をつくる場合に、お湯を使っていたとか、この各家庭にもつとPRをしてという、PR不足というのは確かに否めない部分があるうかというふうに思いますけれども、今後、またそういうことも考えていけたらということはおもっております。

また、池田温泉のお話ございましたけれども、池田温泉のPRをするために言ったわけではなくて、やはり今まで近くというか、隣り合わせにあった池田町が梅谷片山トンネルが抜けることによって、本当に指呼の間になった、すぐ行けるといような状況になったと、出たところには池田温泉がある。今まで、

池田温泉に温泉好きの方が遠い思いをして、狭い道を通っていった方が簡単に行けるようになったと。ぜひ、使うにはトンネルを使って池田温泉を使うことには、本当に便利になりましたよという意味でお話をさせていただいたところでございます。そういった部分で、決して池田温泉をPRするだけの目的ではございませんので、そこら辺はよろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

町におきまして、今後、やはり健康とかそういう部分で温泉のことをよく言われるのを私も耳にしております。そういったことで、やはりこれからももっとしっかり検証を進める中で、温泉は今もつておる施設でありますので、これをつぶすという考えは持っておりませんが、何とか有効に使っていく方法というのは、これからもしばらくの間、検討課題として上がってくるものというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

路側帯につきましては、担当所管の方から補足説明をさせます。土砂災害についても、詳しいことは担当から補足説明をさせますけれども、基本的にこの特別警戒区域、危険区域につきましては、これを設定するに当たって何回も地元の方に説明会等を開き、御理解の上で位置指定をしておりますでございます。また、その決定についてハザードマップ等でお知らせをし、対応をしておるところでございますので、全く一方的に決めたいということではございませんので、そこら辺のことはよろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 十番議員の御質問の一つ目、温泉水利活用に伴う受水槽等の管理について補足説明をさせていただきます。

議員の御指摘は、温泉スタンドの利用が少ないということでございます。おっしゃるように、PR不足は、先ほど町長が申しましたとおり、否めないところでございますが、毎年、垂井ピアの折には足湯コーナーを設け、温泉水の利活用とその効能のPRに努めているところでございますが、平日は朝倉までくみに行くという煩わしさか、スタンド利用者はここ二年余り低位ながらも、利用流量は月三十立米余りと安定しており、一部にはリピーターの方がいるなど感じているところでございます。

なお、夏場に発生いたしますアオコ、藻につきましては、湯の流量が少ない受水槽内での温泉水の循環が減少し、特にこの時期は必然的に藻が発生しておりますが、職員により定期的に清掃し、対応しているところでございます。

また、管理につきましては、毎月の源泉のくみ上げ量、またスタンドの方へ送ります湯の量、あるいは温度等を監視、記録するとともに、昨年は、平成二十年度の温泉法改正に基づき、配線ケールからの可燃性天然ガスの侵入を遮断するためのジャンクシヨンボックスを設置するなど、適正管理に努めているところでございます。

以上、補足とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 十番議員の御質問の中で、二点目の交通安全施設につきまして、三点目の土砂災害警戒区域につきましてお答えをさせていただきます。

まず、路側帯に関し、カラー舗装についてでございますけれども、町内におきましては、県道では交差点及び見通しの悪いカーブに施工しております。また、町道では府中の、今、本通りで路側帯の工事しておりますけれども、あの部分と宮代地区で南宮大社から大領神社の方へ行く側溝の上のカラー舗装ですね、歩道の、そこを施工しております。カラー化によりまして視認性が高まり、交通区分が明確化されることで安全性も高まるものがございます。今後も、施工につきましては、順次検討してまいりたいと思っております。

路側帯につきましては、外側線で路側帯を示す場合、路側帯の幅員は歩行者の通行に十分な幅員、これはおおむね一メートルと言われておりますけれども、交通量が著しく少ないところでは〇・五メートル以上とすることができるとされております。また、特例として〇・七五メートル以上の場合もありますけれども、生活道路の通学路につきましては、児童の安全確保を図るため、今後も関係課と協議をする中で実施してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、土砂災害警戒区域についてでありますけれども、この区域指定につきましては、平成十三年四月一日に施行されました土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律によりまして、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害を対

象に、そのおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備などを行うというものでございます。区域指定の際には、先ほど町長からも答弁ございましたけれども、各地区におきまして説明会を開催させていただいたところでございますけれども、昨年三月に作成し、各戸に配付させていただきました垂井町洪水ハザードマップに土砂災害警戒区域マップをあわせ掲載し、区域指定地を表示いたしました。

また、二年前の豪雨で大きな被害がありました梅谷敷原地区に、地区内の避難地に関する事項でありますとか、情報伝達方法、警戒区域を確保する上での必要事項などが記載され、県の協力によりまして作成したものでございますけれども、土砂災害ハザードマップを配付したところでございます。今後も、他の地区につきましては順次作業を行っていく予定でございます。

また、議員の目にされた看板でございますけれども、標識であります。これは県が昨年度設置したものでございまして、当町が県下で土砂災害に対し先進的であり、その一助にということで、土石流の発生するおそれのある二十六溪流、二十九カ所に整備されたところでございます。

次に、区域指定の数でございますけれども、区域指定は県知事が行いますが、平成二十年二月二十六日に告示されました警戒区域指定は七十九カ所でございます。その内訳といたしまして、急傾斜地の崩壊が四十二カ所、土石流が三十七カ所でございます。また、この警戒区域のうち、特に著しい危害が生じるおそれのある区域、これを特別警戒区域といえますけれども、この特別警戒区域は六十五カ所でございます。内訳としまして、急傾斜地の崩

壊が四十一カ所、土石流が二十四カ所でございます。以上、お答えとさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 町長、温泉についてでございますけど、池田温泉が道路が広くなったからということでございますが、やはり朝倉も道路は立派な道路がついておる。先ほど言いましたように、既設のふるもあるわけでございますので、ぜひともふるの供用開始を一日も早く望むものでございますし、また、財源的でございますが、先般、補正予算で、五月十三日提案されておりますが、そこでは繰越金を千三百五十二万円、これは安くなっておりますけどね。二億円が一億八千六百万円というような形でございますので、やはり財源的な当初予算より、それだけふえておると思うんです。ぜひとも、ことし、町長最後の年でございまして、よろしくお願いしたいと思えます。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

朝倉も道路はいいというお話であります。やはり施設がスタンドだけということでございますので、今言いましたように、リピーターの方は各地にお見えになると思いますが、まだまだ利用量が少ないという状況は、現在の状況かというふうに思います。財源につきましても、あるのではないかというお話でございますが、当然に施設を運営していくとなれば、イニシャルコストだ

けではなくて、後のランニングコストというものもついて回るといような形の中で、これをどうしていくかというようなことも、これからどんな施設についても考えていかなければならない問題かというふうに思います。

各市町が運営してある温泉施設につきましては、かつて温泉問題が盛んなころに調査したところによりまして、基本的には町内の方が利用しておるのは二割から三割、町外の方が七割前後というような形の利用率がある中で、当然運営には税金というか、公金を使っていくわけでありまして、その運営に町外の人のためにというようなことがよく言われておった問題かというふうに思います。

池田温泉に関しましては、本当に県内というか、この東海三県でもまれな市町村が運営する温泉としては黒字といえますか、全国に鳴り響いたというような状況の温泉かというふうに思います。ほかにもこの西濃管内にたくさん温泉がありますけれども、すべてが池田温泉のようにはいつていないというのが現状かというふうに認識はしております。そういったことを考えたときに、一方で、望んでみえる方がたくさんおられるというのも十分認識はしておりますけれども、一方で、財源的に本当にこのままやっていくのかという心配もついて回るところでございます。そういったところをトータル的に考えて、今後、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 初めに、宮崎県において、再び口蹄疫が拡

大し、たび重なる甚大な被害を受け、今なお感染防止のために日夜戦っておられる被害地域の皆様、防疫作業にかかわるすべての関係者の方々に心から一日も早い終息をお祈り申し上げますとともに、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問に入らせていただきます。

まず初めに、安全・安心のまちづくりとして、住宅用火災警報器設置の義務化についてお伺いします。

総務省消防庁によりますと、昨年一年間の一般家庭、マンションなどの住宅火災は、全国で一万七千件、千二百二十三人が死亡、半数以上の方が逃げおくれて亡くなられ、その多くが高齢者だったと言われております。火災の原因は、こんろ、たばこ、ストーブの次に放火が続きます。

火災予防は、毎日の注意の積み重ねが一番大事なのは言うまでもありませんが、万一火災が発生した場合の早期発見、延焼防止、被害の軽減のために、二〇〇四年六月に消防法が改正され、二〇〇六年六月以降、新築住宅のすべてに火災警報器の設置が義務づけられました。また、既存の住宅については、二〇一一年六月一日までの設置が義務づけられ、余すところあと一年となりました。しかし、この制度が住民に十分伝わっているのでしょうか。確かに、これまでチラシ、回覧などで周知されておりますが、浸透していないのが現状ではないでしょうか。特に、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の方などにも御理解いただけているのでしょうか。この住宅用火災警報器の設置義務は、子供部屋を含む寝室、また、寝室が二階の場合は階段となっております。警報器は、

煙式と熱式があり、十年電池で一個三千円から四千円ぐらいの値段になると思います。費用もかかり、高齢者や障がい者の方にとっては、取りつけも簡単なことではありません。当町では、現在、どのような方法で普及に努められておられるのでしょうか。

全国の多くの市町では、助成や設置事業が数多く行われております。恵那市三郷町では、町民一丸となって設置率九五%という記事が載っております。恵那市では、八月に消防団が設置希望調査を行いました。そうした中、三郷町では各戸当たり千円の補助を行い、十一月ごろから、高齢者やひとり暮らしのお宅に連合自治会や消防団、社会福祉協議会、民生児童委員さんらが訪問し、奉仕活動で取りつけられたとのこと。また、熊本県益城町では、ことしの四月から、町内一万二千世帯を対象に、住宅用火災警報器を無料で配付いたしました。これをきっかけに、防火意識も高まっているそうです。京都府木津川市では、六十五歳以上の高齢者宅は、二個まで無料で設置する制度が開始されております。さらに、警報器の音が聞こえない聴覚障害者に対して、光や振動で知らせる補助警報装置や、装置を購入する際の助成も考えられております。

垂井町では、町営住宅については、設置が進められていると思えますが、高齢者世帯や独居の方などに対する住宅用火災警報器設置事業の導入を提案し、以下の項目についてお伺いします。

一、現在、町内の普及率はどの程度把握しておられるのでしょうか。

二、住民への周知徹底に向けた今後の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

三、高齢者や障がい者の方への火災警報器購入の補助と設置事業についてお考えをお聞かせください。

四、普及率一〇〇%を目指す施策として、義務化後はどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

第二点目に、高齢者福祉としての介護保険事業についてお伺いします。

介護保険制度がスタートして十年を迎えます。施設待機者問題を初め老老介護やシングル介護、介護うつ、独居高齢者の増加など、介護現場では深刻な問題が山積しております。だれもが長寿を喜び、安心して老後を暮らせる社会の実現は、まさに政治に求められている最重要課題です。私たち公明党は、二〇一二年の介護保険制度の見直しに向け、昨春秋、三千人を超える全国の地方議員が、介護現場の実態の総点検を実施し、十万件を超える貴重な声をもとに政策提言としてまとめ、「新・介護公明ビジョン」を国に要請いたしました。調査の中で、当町の現場の声を聞いてみますと、もっと予防介護に力を入れてほしい、地域の中でお互いが支える地域の仕組みづくりが必要、介護人材の不足、介護保険料が高い、経済的に介護を受けられない方への対応、施設建設時には多額の必要経費がかかるので、空き家を改修し、地域に少しでも多くの高齢者が安心してできる対策を行ってほしいなど、このほかにもたくさんのお意見をいただきました。

全国では、高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人・心中など、被介護者が死に至る事件が後を絶ちません。事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどで、超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備などさまざま

な問題が絡み合う介護社会の重い現実を浮き彫りにしております。介護保険は、これからさらに必要な制度として改革し、育てる必要があると思います。当町の昨年十月現在の介護保険制度の実施状況は、六十五歳以上の被保険者数は六千三百六十八人、要介護、要支援の認定者数は八百四十五人、介護保険利用者数は六百四十八人、特定高齢者数二百七十人となっております。当町の高齢化率も二二%となっており、これからますます高齢化が急速に進むものと思われまます。今後の対応策として、介護現場の現状と課題について、以下お伺いします。

一、家族が介護することを前提に、介護保険は制度設計されておりますが、独居老人や老夫婦世帯、認知症の介護が支えられない面もあるかと思ひます。そのため、地域の介護力の開発が不可欠です。我が町の取り組みについてお伺いします。

二、介護が必要になっても、住みなれた地域で生活が続けられるようさまざまな介護サービスを提供するのが小規模多機能型居宅介護施設です。団塊の世代が七十五歳を迎える二〇二五年には、さらに施設整備が必要と考えられます。我が町の小規模多機能型居宅介護の施設に対しての現状と課題、及び設置目標に対してどのように考えておられるのか、お伺いします。

三、総点検の中で、今後希望する介護の場として、自宅を希望する声が多くありました。在宅介護における当町の現状と課題、及び在宅サービスに対する今後の取り組みについてお伺いします。

四、元気な高齢者を育てることが最も大事であると思ひますが、介護予防策としての事業について、現状と今後の取り組みについてお伺いします。

五、在宅介護者が障がいのため、手すりや段差をなくす住宅改修の場合、かかった費用を一人は全額個人が立てかえ払いをしなければなりません。年金生活者にとって大金が必要であり、初めから一割の自己負担で取り組みができないかについてのお考えをお伺いします。

最後に、介護支援ボランティア活動への地域事業交付金の活用についてお伺いします。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが、平成十九年五月から可能になりました。介護保険制度の介護予防事業のうち、一般高齢者施策として介護ボランティア活動の実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することができるよう地域支援事業交付金の対象とされたのですが、その内容は、六十五歳以上の方が介護施設など、また、社会参加活動を行った場合に、管理機関がその活動実績に応じてポイントを付与し、ちなみにポイント一円、年間五千円上限となっておりますが、その方の申し出により、ポイントに相当する額を介護保険料などの支払いに充てることができるというものです。それだけでなく、高齢者が活動を通じて地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることもつながり、介護予防にも役立ちます。具体的な事業の実施に当たっては、各市町で実施方法を検討することとなっております。

他に先駆けてこの制度を実施した稲城市では、高齢者がこのような介護支援ボランティア活動などを通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援するよう取り組まれており、現在、高齢者人口の約二・七%を占める三百八十一人の登録者がふえ、成果も上

がっているそうです。全国では、三十近くの自治体で導入され、さらに広がり始めております。

そこで、お伺いします。このような介護支援ボランティア制度は、深刻な介護の担い手不足も指摘される中で、元気な高齢者がその一役を担っていく、ポイント制による介護保険料の軽減効果も考慮するのに十分検討に値するものと考えます。当町においてはどのような認識を持たれているのか、また、推進についてのお考えをお伺いします。

以上、前向きな答弁を期待し、質問とします。

議長（衣斐弘修君） 消防主任吉田守男君。

〔消防主任吉田守男君登壇〕

消防主任（吉田守男君） 八番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住宅用火災警報器は、八番議員御指摘のとおり、既存の住宅におきましては、平成二十三年六月一日までに設置することが義務化をされております。御質問の垂井町における普及率につきましては、平成二十一年九月の調査では四二・八%、平成二十二年三月の調査では四九・四%でございます。この調査は、大型店における出口調査で、アンケート方式で実施をいたしました。また、岐阜県全体の普及率は、平成二十二年三月では三五・一%となっております。

次に、住民の周知徹底に向けた取り組みについてでございますが、現在も実施しておりますが、町広報紙、消防署のホームページによるPRとともに、今後はイベント、また、各地域における消防訓練、救急講習会等の機会をとらえながら、引き続きPRを



実施していきたいと考えております。また、九月には、消防団、女性防火クラブが一体となって、住宅用火災警報器の設置推進月間としてのPR活動を実施していく予定でございます。

また、次に、高齢者や障がい者の方への設置については、消防団と協議をいたしまして、消防団員の皆様方の協力をいただくことを考えております。

最後に、設置義務後の対応でございますが、平成二十三年六月以降におきまして、普及率の調査を実施しながら、引き続き講習会等の機会をとらえ、さらなる周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 八番議員の第一点目の御質問の中で、高齢者や障がい者の方への火災報知機の購入助成につきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、住宅火災により逃げおくれでお亡くなりになるその多くは、高齢者であることは十分承知しているところでございます。高齢者や障がい者など、要援護者に対します助成につきましては、どのような形での支援が望ましいのか、今後、十分検討してまいりたいと思っております。

続きまして、第二点目でございますが、独居老人、老夫婦世帯、認知症患者への介護の取り組みでございます。

多くの高齢者等は、住みなれた地域で交流を持ちながら生活し続けたいという思いの中、地域社会での助け合いの体制づくりを進めることが不可欠でございます。このため、町社会福祉協議会

が推進母体となり、平成二十年十二月に、町内七地区、自治会単位でございますが、ささえあい連絡会が設立されたところでございます。それで、それぞれ地区活動が展開されているところでございます。今後は、こつした連絡会と幅広く連携をとりながら、地域の介護力を高めていきたいと考えております。

二番目の小規模多機能型居宅介護施設の現状と課題についてであります。小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスの中でもこれまでになかった全く新しいサービスであり、通いを中心として利用者の状態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせてサービスを提供していくものであります。現在、当町では、未整備の現状でございます。

次に、課題でありますけれども、認知症高齢者や中度者、あるいは重度者が対象であることから、同一スタッフの対応とか連続性のあるケアが求められてくるということが上げられると思います。

次に、設置目標でありますけれども、第四期いきがい長寿やすらぎプラン21の中に掲げられておりますことから、整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

三番目の在宅介護の現状と課題、サービスの今後の取り組みについてであります。当町では、訪問介護、通所介護の利用が多いのが現状でありまして、健康状態の悪い方を在宅で介護していくには、医療と介護サービスの連携が必要であることは認識しておるところでございます。今後は、さらに連携を深めていきたいと考えております。

四番目の介護予防策としての事業の現状と今後の取り組みにつ

いてでございますけれども、介護予防、特定高齢者施策といったしまして、生活機能の低下が疑われる方に、生活機能評価の受診を進め、運動機能向上、口腔機能の向上、認知症予防支援、うつ予防支援に努めております。

次に、一般高齢者施策といたしましては、生活習慣病予防、体力づくり等のための講話や、転倒予防のための体操を内容とした健康運動講座を開催しておるところでございます。また、高齢者の簡単料理教室を、保健センターにおいて年四回行っております。楽しく食べる長寿食教室として、老人クラブと連携し、食生活改善協議会の協力のもと、実施しておりますのが現状であります。今後におきましても、保健師や栄養士、地域包括センターと連携を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

五番目の住宅改修における費用負担についてであります。介護保険での住宅改修費は償還払いを原則としていることから、利用者の一時的な費用負担を避けるため、受領委任払い制度があり、県内では海津市が導入を目指していると聞いております。しかしながら、施工業者があらかじめ介護保険者である町に登録が必要になることから、利用者が気軽に施工業者を選べなくなる不便さも考えられることから、さらなる検討が必要と考えております。

三点目の介護支援ボランティア制度への認識と、その推進についてであります。現在、高齢者関連ボランティア団体として、垂井町ボランティアグループ、つばき会など、六グループが活動されております。主な活動といたしましては、ひとり暮らし高齢者の集いや、いきいきふれあいサロンへの協力、高齢者世帯との交流、訪問活動、給食サービス活動、夢の屋の運営などござい

ます。議員が申されております介護支援ボランティア制度につきましては、介護の担い手不足の補完として、高齢者の生きがい対策としての検討に十分値すると考えております。その推進につきましては、町社会福祉協議会と連携をとりながら、また、介護施設の御理解も賜りながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 先ほどは、答弁大変ありがとうございました。

再質問させていただきます。

普及率の件に関して、先ほどお聞きいたしましたけれども、県よりかは、当町においては進んでいるというふうな思いはしますけれども、現状、私の耳に入ってくるのは、健常者ですらあまり知られてないというふうなのが、耳に入っております。普及率一〇〇%を目指してという形で私はさらに進めていただきたいなというふうな思いがいたしますけれども、ここに加茂消防組合の消防本部から出されている住宅用火災警報器を設置しようということ、すべての住宅に住宅用火災警報器をと。なぜ住宅用火災警報器が必要なのか、そういう具体的なことが、設置する場所とか、そういうのが出されておりますけれども、やはり手にとつて見られるということも大事じゃないかなあと。改めてもつと具体的にチラシも含めて、講習会もなされるということですが、さらに徹底していただきたいというふうな思いがいたします。やはり、孤独な高齢者をなくして、安心・安全なまちづくりに努め

ていただきたいということを再度お願いしたいと思います。

それと、火災警報器を利用した悪質な詐欺なども出てくるんじゃないかなあというふうな思いがいたしますけれども、この部分に関する防止というか、それに対しての呼びかけは何かほかには考えられていないかというふうなこともあわせてお伺いしたいと思います。

それと関連として、高齢世帯の方や独居の方々にとって、特に体の不自由さの中で、火災情報というのは気になると思いますけれども、今、私たち議員にもお借りしております戸別受信機、そういうのを活用してなどの、今後、高齢者や独居の方に対しての対応についてはどのように考えておられるのでしょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

それと、介護保険事業におけるこの部分に關してですが、三月の県議会での一般質問で、県は国の基金約三十九億円を活用して、二〇一二年から始まる介護保険の次期計画期間中、整備すべき特養などの施設、千四床分を二〇一一年度までに前倒して整備したいというふうに答弁されております。それを踏まえて質問をいたしますけれども、多くの方からの要望は、先ほども申し上げましたように、少しでも安く利用できる多床室をつくってほしいという声が多く聞きます。今後、整備についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

それと、先ほどもお話しされておりましたけれども、当町のささえあい連絡会アンケート結果で、高齢者に関する地域福祉の課題としてのひとり暮らしや高齢者世帯の見守りが必要というのが、アンケートの中では六六・五％というぐらい突出しております。

高齢者の方々にとって不安を少しでも和らげて、安心できる環境を整えていくことこそ、人のぬくもりが実感できるまちづくりではないかというふうに思いますが、町長は二十二年度の施政方針で、「私はともに支え合い、思いやりの気持ち、人のぬくもりが実感できるまちづくりを、町民の皆様とともに進めてまいりたいと常々考えている」と述べられております。今後に向けた自助・共助・公助の仕組みづくりということに対しての考えについてどのように考えておられるのか、再度質問をいたします。

介護ボランティア制度に關しては、検討というふうな部分、今後、また、あらゆる角度で検討というふうな答弁がございましたけれども、早期にきちっとした検討をしていただいて、を進めていただきたいというふうなことを要望もいたします。

議長（衣斐弘修君） 消防主任吉田守男君。

〔消防主任吉田守男君登壇〕

消防主任（吉田守男君） 八番議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、住宅用火災警報器の設置していない方の中で、どういふ理由でかということもアンケートの中にありまして、やはり一番多いのが、設置義務までにまだ時間的余裕があるというのが約六割、やはり中には義務化を知らないという方が二割、それと、アパートと借家であるので自分で取りつけるのかどうかというのが七・五％、それとやはり費用負担が大きいというのが約五％、それと自分で設置することが難しいというのが三％、あと少数ですが、どのぐらい効果があるのかわからないとか、また、買ってあるけれどもまだつけていないという方の中には見えまし

た。先ほどの御指摘のとおり、今後いかにPRをしていくかということなのですが、毎年、消防署から広報で出しております各戸配付の中におきまして、住宅用火災警報器のPRを掲載しておりますし、今年度も発行する予定ですので、現在の普及率等も記載して、なお一層の周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、もう一つ、悪質販売ということがありますが、既に御存じのように、消火器等におきましてもそういうような悪質、高価な金額で売っていくということがありますので、やはりPR活動におきまして、その点も含めて注意をしていきたいと考えております。

あと、高齢者の方の設置につきましては、やはり我々、消防団の方をお願いするのが一番いいかなというふうに思っておりますので、要望がありましたら、今後、消防団と協議しまして、そちらの方向で考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 八番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

多方面にわたるような質問でございましたので、すべてまとめておるかちょっと自信がないところでございますけれども、まず特養等の施設においての多床室を希望されるという部分につきまして、これは施設等が主体になっていくもので、今まではどちらかという個別型を国としても進めておったというような状況にあります。今、最近建てられたのはすべて個室対応が中心になっ

ておるような中で、やはり金銭的な部分も含めて、ニーズとしては安く入れるというようなことから、多床室の希望が出てきたものではないかなというふうに認識はしておりますけれども、町といたしまして、これを制約するといいますか、多床室でなければだめだということは言えない状況にあります。やはり事業者との連携の中での話になってきます。ですから、そういったニーズ等の情報というものはお出しすることになると思いますけれども、それをどう対応していくかというのは、やはり事業者との関係になってくる部分があるかというふうに思います。

それから、戸別受信機のことをおっしゃいましたが、自治会長さんに配ったもののかということふうに思いますけれども、これは基本的には防災関係のものでございます。独居とか、ひとり暮らしの方につきましては、緊急通報装置を社協を通じて配付しておるところでございます。そういったものにおいて、近隣での支え合いというものが実現されておるところでございます。

戸別受信機につきましては、予算のときにもお話をいたしましたように、今後、どういう形での展開がいいのかと、今試験的に各自治会長さん、あるいは特別なところに配付しておって、その状況を研究しておるところでございますけれども、今後の展開の中で、また考えていく必要があるかと思いますが、独居あるいは高齢者のところにつきましては、今言いましたように、先駆けて緊急通報装置という形での対応をしておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

ささえあい連絡会につきまして、私の思いという部分を述べよということでございますけれども、この六月に入りまして、各地

区でのささえあい連絡会の総会が開かれております。そういった中で、やはり今やっておられるのは、要支援マップでありますとか、近隣での助け合いをどうしていくかということが実際に行われておるような状況であります。

垂井町は、他の市町に先駆けて、各校区すべてにささえあい連絡会を起こしたという形で、岐阜県の社会福祉協議会の支援を受けながら、三年目のことしに入っておるといような事業であります。やっとなしつ形が見えてきたところではありますが、この形というのはそれぞれ地区において違うと思います。支え合う、助け合う形というのは、何も決まった形があるわけではなくて、その地域において、あるいはお隣同士において関係がいかにか築かれていくかということが大事になってくるところでございますので、こうしなければならぬ、ああしなければならぬというもの、決してあるわけではないと思います。要は、ふだんの連携をどうとっていくか、かわり合いをどう持つていくかという部分を、私はささえあい連絡会の推進しておられる方々にそういったお話をさせておつていただくところでございます。その中に自助・共助・公助というものがあつて、最終的には、やはり何ともならない場合に公の出勤という形になるわけでありませうけれども、先ほどから出ておりますまちづくり基本条例等におきまして、やはり自分たちでやれる部分をどうしていくかということが、これからの大きな課題になってまいります。そういった中で助け合い、支え合い。私は、いろんな場であいさつとか、声かけとか、そういうことをお話ししますけれども、みんながお互いを認識し合う中で、やはりそこに優しさが生まれてくると思いますし、支

え合いの基本ができてくると思います。ぜひ、これからも、垂井町が優しさに包まれたみんなを支え合える明るいまちにしていきたいという思いを強く持つて、行政に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十分といたします。（午前十時二十五分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時四十一分）

引き続き一般質問を行います。四番栗田利朗君。

〔栗田利朗君登壇〕

四番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従つて質問させていただきます。

文化財、史跡と観光についてであります。

きょう現在、町内には国指定の文化財、史跡が、美濃国府跡と垂井一里塚があり、県指定の史跡は竹中氏陣屋跡、春王・安王の墓、垂井の泉など六史跡あります。また、町指定の史跡も、喪山古墳、紙屋塚、長屋氏屋敷の跡、菩提山城跡など二十史跡あり、垂井町には二十八の文化財、史跡があります。きょうは、その一部である三つの史跡について質問します。

まず一つ目に、昭和三十二年に町指定の史跡になりました菩提山城跡地についてお伺いします。

永祿元年（一五五八年）竹中重元氏が岩手氏を攻略して、翌年、菩提山に築城したことが記されています。標高四百二メートル、東西約百五十メートル、南北約三百メートルの広大な天険を利用して、七つの曲輪と多くの小削平地、堀切、豎堀などが巧みに配

置され、堅固なつくりと巧妙さは類を見ない規模で、西美濃最大級の山城であると評価されています。城研究家の一部の人々は、国指定史跡になるくらいのも山城であるとも言ってみえます。

今、城跡地は平成五年に望遠鏡が設置され、昨年は説明板を新しくつくり直されたところでありました。町の史跡にはなっていますが、城跡の整備は年に二回、草刈り程度で何もなされていない状況であります。今後、城跡の整備をしていかれる予定、計画はあります。

垂井町第五次総合計画二の五、文化施策、文化財の保存と活用、その他・国・県・町指定文化財の保全・継承事業と書かれています。第三期実施計画に追加して載せていられるつもりはあります。または、第四期実施計画に取り組む考えはありでしょうか。

現在、登山道の登り口は四力所あり、最近、土・日には家族そろって楽しめるハイキングコースとして、城跡地に登山者がふえてきています。私は、登山者の皆様の歴史の認識を深めていただくためにも、説明板だけではなく、実際の場所、例えば、ここは本丸跡、二ノ丸跡、台所郭など、現地を一目で説明、解説できるように、雑木、枯れ木等を切り、整備・整地をなされてはいかかでしょうか。そうすれば、もっと多くの人が菩提山城に訪れると思われれます。

また、城跡地は現在当主である竹中氏の土地ではなく、他町の人々が地主となっています。町指定の史跡であるならば、今後、土地問題もどのように解決していかれますか、お尋ねします。

将来、国指定の史跡に持っていきたいという構想、考えはあ

りでしょうか、お尋ねします。

また、今、林道明神線の工事が着々と進められています。平成二十八年には完成、開通の予定と聞いています。この道路は、作業道としてふるさと林道につなぐ目的とされていますが、城跡地までは約百五十メートル近くを通るということで、菩提山城に行ける観光道路としてのもう一つの目的もあると聞いています。将来、一番近いところに駐車場をつくり、この道路から歩いて菩提山城へ行けるもう一つの登山コースとしても考えられます。観光面からも、明神湖周辺での散策、林道明神線を利用した城跡地めぐり、あるいはふるさと林道からの見晴らし、風景など、歴史・文化の町にふさわしい地域、場所になると思えますが、中川町長のお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

二つ目に、県指定の竹中氏陣屋跡について。

竹中氏陣屋跡は、昭和三十一年、県指定の史跡となりました。第五次総合計画、第三期実施計画の年次計画では、平成二十二年度は竹中陣屋跡櫓門等保存修理事業計画書の作成。平成二十三年度、二十四年度は、竹中陣屋跡櫓門等保存修理委員会の設置となつていきます。備考欄には、保存修理は平成二十三年度以降予定として、櫓門及び石垣整備等と書かれています。

今年度は事業計画の作成となっていますが、具体的にはどれだけの修理計画の予定ですか。例えば、石垣全部を積み直す、白壁を全部塗り直す、または屋根のかわらを全部ふき直すなど、櫓門正面に向かって右側の濠の復元等も含めて進まれるのか、お尋ねします。

平成二十三年、二十四年度は、修理委員会の設置となつていま

すが、どのような形、方法で人材（委員）の構成を考えてみえるのかお尋ねします。

保存修理は二十三年度以降と予定されていますが、何年ぐらいかけて進められていくつもりですか、お聞かせください。

三つ目に、国指定史跡美濃国府跡について。

平成三年から発掘調査を開始し、平成十八年一月二十六日に国指定史跡となりました。第五次総合計画、第三期実施計画の年次計画では、平成二十二年度は国府跡整備事業基本計画策定、平成二十三年度と二十四年度は整備事業基本設計策定と書かれています。具体的に基本計画策定とは何を計画されるつもりですか。整備事業とは、建物の復元ですか、それとも美濃国分寺みたいに歴史公園化ですか。

また、国府に指定された範囲は広く、南は農機具小屋あたりまでとお聞きしていますが、地主の方は大変困ってみえます。売ることでもマンションを建てることもできないし、高齢のため自分で米づくりもできなくて、他人に作物を任せている。一日も早く計画書を国に提出して、土地を買い上げてほしいと言ってみえます。この先、どのように国府跡地整備事業を進められるのか、中川町長の所見をお伺いします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 四番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

文化財の史跡、観光についてということで、大きく三つを上げてお尋ねでございますが、議員おっしゃるように、垂井町には国

指定の文化財が美濃国府跡、それから一里塚ということでございます。この一里塚につきましては、中山道沿いに二カ所しかないということ、やはり貴重なものであるということでございます。また、竹中氏につきましては、先日も菩提寺の禅幢寺で法要が行われ、没後四百三十二年と、毎年地域住民の方、顕彰会によって法要が行われておること、今も地域に生きている竹中半兵衛公であるという思いを強く持ったところでございます。

さて、菩提山城の土地につきましては、基本的には議員おっしゃいましたように個人の所有地でございます。また、竹中氏とも関係ないということでございますが、今、管理上の中でいいますと、あえて町有地にしなくても今のこの状況の中で十分動かしていけるといような状況の中で、たちまちこれを取得しようという動きは今のところ考えておりません。したがって、国の史跡指定の申請につきましても、将来いろんな協議の中で考えられる可能性はあるかもわかりませんが、現在においては、たちまちに国史跡の申請をして、その手続を進めていこうということまでは至っていないというのが現状でございます。

これらの管理等につきましては、後ほどまた担当から補足説明をいたさせますけれども、文化財全般にいいますと、垂井は非常に歴史文化に恵まれた土地である。垂井の大きな観光資源ではありますけれども、これらは基本的には地域の方々が今まで大事に守ってこられた財産でもあると思います。行政が一方的に出ている、これを買上げ、管理するという形ではなくて、今まで守られた地域住民の方の財産、そういった引き継がれた意識、伝統文化というものもあわせて大事にしていくのが観光行政ではない

かなということを思っております。

一方、観光協会につきましては、先般役員会を行ったところでありますけれども、今後、今私が町長、それから観光協会長という形で兼務をしておるわけでございますけれども、こちら辺も少し切り離していく中で、民間の方を導入するというような形で、民間の血を入れて観光協会をもっと活力あるものにしていきたいという思いでございます。先般、そのための規約改正も少しさせていただき、これからそういった動きを観光協会の中でもしていきたいと思います。

私の方からは以上でございます。史跡等の検討のあり方につきましては、これから担当の方で補足説明をさせていただきますので、よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 四番議員の御質問の中の 菩提山城跡に係ります土地の件、観光面での展望につきましては、ただいま町長より御答弁申し上げましたので、その他につきましては補足説明をさせていただきます。

議員御説明のとおり、城跡は広大な天険を利用し、堅固に、しかも綿密に計算された巧妙さはまれに見る規模で、永祿初期からの築城の手法の一端を見ることができると言われております。

また、この城は単郭式から複郭式へ、さらに多郭式へと移行した時代の作品であり、室町末期の山岳城の特色がうかがわれ、とりでもすべて土塁で、石のとりである石塁が見られないのもこの城の大きな特徴だと言われております。昭和五十二年には、愛

知県の古城研究家、井上博史先生の実質調査により、土塁による有数の山城であることが明らかになったところでございます。

これら菩提山城を縄張り図として頂上の説明板に図示されておりますが、議員申される、ここは本丸跡、あちらは二ノ丸跡だということのような看板、あるいは説明板のように解説できるようなものがあれば、戦国ブームの今日、訪れた方々の興味をよりそるのではないかと御意見で、思慮いたすところでございます。実施の有無はともかくといたしまして、関係者等と相談をしたいと思いますと思っております。あわせて、頂上からの視界は限られた範囲でございます。できる範囲で雑木等の整備も行つてまいりたいと思存します。

次に、総合計画との関連でございますが、垂井町第五次総合計画の実施計画には、計画期間であります平成二十九年度までの十年間に実施・検討する事務事業を示し、より具体的に事業を遂行するために、毎年度見直す三力年ローリング方式をとっております。城跡整備につきましては、具体的な検討段階にも至っており、財政事情もあり、住民ニーズや社会経済情勢も考慮する中で検討してまいりたいと思存します。

次に、林道明神線との関係でございますが、議員申されるように、予定では確かに林道明神線は城跡地の百五十メートル近くを通りますが、高低差が図測で約九十メートルあり、観光面での活用には際しましては、これらの解消が課題となってくるかと思存しますが、今後、検討してみたいと思存しますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。



〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 四番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、菩提山城の整備につきましては、現在、美濃国府跡、竹中氏陣屋跡など優先して整備すべき案件もございますので、時期を見て整備を考えていきたいと思っています。

また、先ほど町長もお話しされましたが、国指定につきましては、現時点におきましては考えていませんので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に、竹中氏陣屋跡の整備につきましてはの御質問でございますが、竹中氏陣屋跡整備事業につきましては、今後とも部分修繕等にて対応するとともに、竹中氏陣屋跡整備事業関係につきましても多額の経費が見込まれますので、今後、既存の竹中氏陣屋跡保存会と協議する中で検討をしてみたいと思っていますので、よろしく御理解をお願いいたします。

最後に、美濃国府跡の整備計画につきましては、整備を行うに当たって史跡指定地の公有化を進めていかなばならないと考えています。しかしながら、公有地化には現在の試算で四億五千万円という事業費が見込まれます。これだけの金額を町財政で賄うということは難しいため、史跡購入費に対する国庫補助を受けたいと考えています。国庫補助対象の事業になりますと、購入費の八〇％の補助を受けることが可能となります。しかしながら、補助を受けるためには町として史跡購入後の整備計画を持っていないといけませんので、そのために保存管理計画と整備計画が策定されていることが望ましいとされています。

そこで、今年度から美濃国府跡管理活用検討委員会を設置し、美濃国府跡保存管理計画の策定を進めていきたいと考えています。調査期間としては、今年度より三力年を計画し、四年目には報告書としてまとめ、公有地化へ向けての資料となるよう考えています。保存管理計画の策定の上で、さらに具体的な整備計画を策定するため、美濃国府跡管理活用検討委員会、文化財関係団体、垂井町議会、地区住民、役場関係課などに御意見をいただき、地域のために活用できる史跡公園としての計画を立て、これをもとに史跡公有地化事業を補助事業として国に認めていただき、国府跡整備事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔栗田利朗君登壇〕

四番（栗田利朗君） ただいま答弁をいただきましたけれども、国指定ということには今すぐは考えていないとかいうことであり

ましたけれども、私は菩提山城の城の復活とまではいなくても、また、国指定と一気にいなくても、県指定史跡ぐらいには働きかけてもよいのではないのでしょうかと、そう思います。そうすれば、土地問題の解決は早くスムーズに進むのではないのでしょうか。竹中氏陣屋跡についても、訪れる人々には櫓門に向かって左右に濠があると見た目にも見ばえもよく、一層引き立つのではないのでしょうか。また、以前に岩手連合自治会からも櫓門周辺の環境整備という要望も出ていました。それは今私が言いました右側の濠の方も入っています。また、今年度、旧保育園跡地も解体していただけるということですが、あそこも一応櫓門周辺の

環境整備ということで連合自治会から出ておりました。

それからもう一つ、ちよっとお尋ねしたいんですけども、竹中氏陣屋跡史跡の範囲は、どこからどこまでですか。濠も入っているのですか、お尋ねします。私の言う正面右側の濠復元は、県指定史跡には関係がないので、観光面で町が考えたらいかがでしょうか。竹中氏も協力してくださると思います。櫓門周辺の環境整備について再度どうお考えですか、お尋ねします。

美濃国府跡は財政面で大変なことはわかりますが、国指定史跡になつてから四年の月日がたっています。先ほどの答弁では、これから地元地主さん等の話し合いを進めると言われましたけれども、この四年間では何回地元地主さんとの話し合いがあったのでしょうか、お尋ねします。

最後に、人口三万人に満たない我が町ですが、歴史的背景もあり、有形・無形など含めると八十の多くの文化財が垂井町にはあります。また、町の文化財にしてもよいと思われる価値の高いものもまだまだあります。このような文化財をいかに利活用し、観光PRに力を注いで、多くの人に来てもらうことが町の活性化につながっていくと思いますが、中川町長のお考えをお聞かせください。

再質問とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 四番議員の御質問にお答えをさせていただきます。きたいと思います。

山城の復活、あるいは県指定ということでございますけれども、

やはりその復活、あるいはいろんな整備をしていく部分での費用ということがかかるときに、それをすべて町財で賄うのかということ、これはやはり財源的に、先ほど美濃国府の金額も出ておりますけれども、非常に厳しいものがあると思います。やはりいろんな補助等をいかに使っていくかということもこれからかわってくる。そういった中で史跡指定という手続等も入ってくるものだというふうに認識しております。ですから、先ほど担当からお話ししましたように、今後検討委員会等をつくる中で、どういう手順を進めていくのか、あるいは最終形をどうするのか、幾らぐらいかかるのかということを確認していく必要があります。その中で検討になってくるものではないかなというふうに思います。

陣屋門の史跡範囲につきましては、担当の方からまた後ほどさせていただきますけれども、美濃国府の今まで何もやってこなかったというお話でございますけれども、昨年度、シンポジウムを開いて、これから検討委員会、要するに文化財の専門家を招いて、保存計画等をこれからつくっていくかなければなりません。先ほど言いました、財源をいかに確保していくかということにもつながってくるわけで、これらの取り組みにやっとかかったところ、ちよっと進捗が若干遅いというところもございませうけれども、これからまたしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。観光を使つての町の活性化ということにつきましては、先ほども言いましたけれども、ただ単にそのものがあるだけではやはりだめで、そこに住む人たちがいかにこれにかかわっていたか、まちづくり基本条例にもかかわってくることでありますけれども、

一緒にどう考えるか、どう動かすか、そしてどう守っていくかということ。その中で、当然に町が財政出動して手直しをしなければならぬ部分も出てくるでしょうし、一方では、行政だけでなく地元の方、あるいは関係者の方によってしっかりと守られていくということもあると思います。長浜屋等がその一つの例ではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺のことも踏まえながら、今垂井の周りには、そういった文化財をどう守っていくか、試験的な今までの参考になるような事例もございませぬ。そういったことも踏まえて、町の活性化、観光というものを一緒にこれからもまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。

〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 四番議員の再質問にお答えをいたします。

竹中氏陣屋跡の指定範囲についてのお尋ねであります、本来ですと図面に基ついた形の中で範囲を示していきたいわけでございますが、口頭にてお答えをさせていただきますので、不明な点等あるものと思われませぬが、よろしくお願いをしたいと思います。

そこで、竹中氏陣屋跡の範囲につきましては、県道川合垂井線に面します南北範囲であります、竹中氏陣屋跡の櫓門の入り口を含み、櫓門北東角より南東への石積みまでの間であります。指定範囲の面積は、西側への範囲を含め三千九十七平方メートルであります。現在の濠につきましては、指定の範囲に含まれておりませぬ。よろしく御理解をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

我が垂井町からは、陸上など将来有望な選手が何人も排出しておりますので、スポーツ振興について御質問をさせていただきます。

我々の住む垂井町は、昭和五十五年にスポーツの町を宣言し、以来三十年の時がたった現在に至るまで、町民はスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくり、友情と地域の和を広げることにも励んできました。宣言されるまでのスポーツ振興の一翼を担ってきたのは、昭和三十一年に設立された体育協会であり、昭和四十年ごろから設立され始めたスポーツ少年団でありました。

別の視点から考えていただきますと、昭和四十年代後半に差しかかるころ制度化された体育指導委員会を中心に、各地区における公民館活動の中で、体育推進員がスポーツ振興に果たしてきた役割は大変意味深いものがあると思えます。私自身も昨年までの二年間、体育推進員をさせていただき、実感したところであります。子供から高齢者までできる軽スポーツを通して地域行事に参加する、まさにそのことが地域の和を広げ、地域づくりにつながっております。

さて、平成十五年度以降、文部科学省が総合型地域スポーツクラブ育成事業として各地域で展開するようになり、我が町にも平成十五年度に「たるいチャレンジクラブLet's」として誕生しました。新たな形態として、総合型スポーツクラブLet's

は、多くの賛助会員やそれぞれの指導員のもとに、垂井町のスポーツ振興に寄与していただいたことは、町民の方々の知るところであります。しかしながら、現状をもう一度見直してみると、スポーツ少年団を例に挙げれば、少子化の影響もあり、団員の減少によって団の消滅や統合、辛うじて維持ができたとしても、少数の団員のために練習も十分にできない現状もあるとお聞きしております。当然のことながら、限られた御父兄への負担もふえてきていますので、入団を差し控える御父兄がいる現状も見え隠れしております。

こうした認識を踏まえた上で、私が文教厚生委員会に所属していた折にも、体育協会、スポーツ少年団、Let's、レクリエーション協会という各団体を一本化し、競技スポーツと生涯スポーツとを大きく二つに分け、二部門のもとにそれぞれその団体を掌握し、指導者育成と選手育成の仕方など、再度見直していく必要があると思われます。こうした動きは数年前より取り組んでいただいた経緯がございますけれども、昨年度、今年度と私も首を長くし待ちわびておりましたが、現在のところ実現に至ってはおりません。

そこで、新しく就任されました生涯学習課長にお聞きをいたします。

一本化に向けた方向性のめどは立っておられるのか。その実施時期はいつなのか。その組織の民営化、もしくはNPO法人化なども視野に入れておられるのか、この三点についてお尋ねをいたします。

さて、競技スポーツのすそ野を大きく広げるためには、各種目

の協会が各地区でのスポーツ少年団への協力と支援を行うことが重要であるの言うに及びません。よい指導者のもとで将来の優秀な競技者を育成し、行く末は競技者から指導者へステップアップし、その後指導者として各地区の少年団に協力をしていただくことに尽きるというふうに思っております。その積み重ねによって、次第にすそ野は広がります。一本化されたスポーツ部局が、こうした競技者から指導者へのサイクルを制度化・組織化していくことが重要になってくると思われます。特に少年団のようなジュニアの競技スポーツでは、よい指導者が不可欠となります。こうしたシステムづくりを目指すべきだと考えますが、このように指導者育成プログラムのような考え方を現在持っておりますのか、今後どのように考えていかれるのか、課長の方に別に御質問をいたします。

次に、生涯スポーツについてはこれまで行ってきた地区公民館を中心にした活動がよいと思われれます。地区によって若干の温度差はあるものの、これまでの体制を変える必要はないと感じております。しかしながら、あえて申し上げれば、介護予防など健康福祉分野とスポーツ・運動の関連づけを検証し、運動効果が健康保持につながる生涯スポーツを中心とした健康のまちづくりを目指していくことが新たなスポーツの町の再認識につながるのではないのでしょうか。

幼児や小学生、その親世代、その親世代である高齢者、この三世代がだれでも気軽にできること、地域において仲間づくりができることを柱とした取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。健康をキーワードに、世代間交流を活発にした活動を取り入れ、

スポーツを通じた地域の和を広げる一助にしたいというふうに考えます。

そこで、ウォーキングは今静かなブームにあります。一昨年の文教厚生委員会視察の折訪れました静岡県長泉町では、ウォーキングコースのマップを作成し、ウォーキング大会などを通じ健康づくりを実施されておりました。本町においても、ウォーキングマップづくりとその実践に取りかかってみてはどうでしょうか。町民に愛されるコース、また中山道など他市町から訪れるウォーカーにも楽しめるコース、さまざまなコースが用意できればなおよいかというふうに思います。これまでの多賀課長の経験、またこの近隣市町村等で行われている事業の中で、本町に取り入れるべきアイデアがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

スポーツについて、もう少し具体的な事柄について数点お尋ねをいたします。

本町のスポーツ施設も、北部グラウンドができ、各野球少年団にとっては住民満足度が少し向上したように思います。しかし、屋外スポーツ全体ではまだまだ十分とは言えず、例えばサッカーでは、町内にサッカー専用グラウンドはなく、利用できる施設も十分にあるとは言えない状況にあると思えます。このことは、ある少年サッカーチームの指導者が、思う存分スライディングできるところはもちろん、限られた時間の中では練習するところさえ十分に確保できていないというふうにおっしゃっていることから明らかであります。朝倉運動公園の中でも、特に自由グラウンドをもっと自由に使えるようにしてほしいとの声も多方面から聞こえてきます。

一方、屋内競技では、町内で大会を行える会場もないという声は以前からあり、また同僚議員も町民体育館の建てかえについての質問も数度なされておりますが、明確に優先順位が低いという中川町長の回答をいただいておりますので、あえて今回は質問はいたしません。ほかの施設、特に予約について、現在町民が利用しやすい予約管理体制にあるとは思いますが、日ごろ練習している各学校のグラウンドや体育館とそのほかの町内のスポーツ施設を一元管理できる体制にしてはいかがでしょうか。この一元化をきっかけに、できる限り早い時期に予約の一元管理をしていく方向に持っていくお考えがあるのか、中川町長にお尋ねをいたします。新しいスポーツ部局が担当することで事業委託の方向性を見出すためにも、あえてこの場でお聞きいたします。

各スポーツ少年団では、少子化のために団員集めに御苦労されていることはさきにも述べたとおりでございますが、団員の少ない少年団では、一人当たりの運営費は結構な負担にもなります。今後、スポーツ少年団や中学校における部活動での町内施設の使用料については、無償化、もしくはさらなる減免に踏み切つてはいかがでしょうか。この点について、近隣市町の実態や今後の動向等も考え、それぞれ中川町長と担当課長の方にお聞きいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一 番議員の御質問にお答えをさせていただきます。スポーツ振興の一体化に向けてということで、るるいろいろと

ございました。細かい内容につきましては、担当の方から補足説明をさせていただきますけれども、私の方からは、特にございました施設の予約の一元管理ということについて、現在では学校開放関係は各地区公民館で、そして朝倉にしましては体育館の方でという形で、二つの場所を受けておることでございます。これを一元化することでございますけれども、将来的に、今議員から提案がありました（仮称）スポーツ連合といいますか、体育協会、Let's、それからスポーツ少年団、レクリエーション協会、この四つを一つにした形での進み、今進んでおるところでございます。経緯につきましては説明をさせていただきます、それがより具体的な形となって動き始めたときに、そこら辺も一つの受け皿として進めていくことも可能ではないかなあというような形で、一元化というものを考えていけたらというふうに思います。

ただ一方で、利用者の側から考えると、すべてを仮に朝倉でやるということになると、各地区公民館で今まで受けておったものがすべて朝倉に集まらなければいけないという形になって、今の利便性から少し離れたところも出てくると。そこら辺の申し込みの仕方、管理の仕方というのは考えていく必要がある。一元化をしていくことは、当然に、よりスムーズな運営につながっていくわけでありますので大事なことかと思いますが、やり方については十分吟味、検討する必要があるのではないかなということも思っております。

また、最後にありました利用料の話です。

基本的に、減免とか無料の部分もあるわけでありませけれども、

大前提はやはり受益者負担といえますか、利用者の一部負担をお願いして施設運営していくという原則に立っております。そこら辺を無視した形での運営というのは、これからの町財政を考えたときには成り立っていない部分があると思います。そういった受益者負担という原則を取り入れながら、最大限減免とか、形の中で対応していくというやり方を守っていききたいということも思っております。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。

〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 一番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、一本化に向けた方向性、その実施時期、運営形態について、それぞれ関連がございますので、御質問にお答えいたします。

町では、育成支援団体として体育協会を初め、体育協会の育成団体であるスポーツ少年団、またレクリエーション協会、たるいチャレンジクラブLet'sの四つの育成支援団体があります。前年度までにおいて、各種団体の代表者の方々により協議を進めていただきました。本年度におきましても、事務局の一元化、（仮称）スポーツ連合としての筋道をつけていきたいと思っております。特に、体育協会事務局につきまして、昭和三十一年に垂井町体育協会が設立されて以来、事務局につきまして行政が事務局を担っており、またスポーツ少年団につきましても発足の昭和四十年からそれぞれ事務局を担っております。このことにつきましては、それぞれの団体において事務局を持っていただくように指

導、また支援をしまいたいと考えています。なお、レクリエーション協会とたるいチャレンジクラブletsにつきましては、それぞれ独立した形で事務局を持っていただいております。

今後の進め方ですが、具体的にはこの一年間においてスポーツ関係の事務局一元化を目指す中で、一力所にて集合体制として確立をしていくように努めてまいります。また、将来的には、(仮称)スポーツ連合組織として、運営管理についてNPOなど独立を目指す方向で検討をしまいたします。

次に、スポーツ少年団等の指導者育成の制度化や組織化についてであります。現在、町として体育指導委員を初めとして町公認スポーツ指導員、各地区には体育推進員、また、育成団体の体育協会、スポーツ少年団においてはそれぞれスポーツの指導者として活躍されています。

また、町としても町公認スポーツ指導員、体育推進員を対象に指導者研修会を開催し、資質の向上に努めています。また、スポーツ少年団につきましては、母集団の研修を初め、西濃、県等の指導者研修会に参加をいただいております。

制度化につきましては、町公認スポーツ指導員制度があります。が、指導員全体の組織化につきましては今後検討をしまいたいと思っております。

次に、生涯スポーツの今後の考え方、また、スポーツ施策の中でということですが、一つの実践として、スポーツと健康の関係で、高齢者とスポーツの関係では、昭和五十六年ごろからゲートボール教室を各地区にて開催し、地区大会開催後において現体育協会へ加入されました。また、平成五年度から、同様にグラウン

ドゴルフ教室を開催し、その後体育協会へ加入し、今では自主的に活動されています。

スポーツへの取り組みの中で、スポーツと健康の関係につきましては医学的にも認められ、また、地域での触れ合いを初めとして生きがいづくりのスポーツを提唱してまいりました。今後につきましても、議員の提案でありますウォーキングなど、軽スポーツの普及に努めてまいりたいと思っております。

次に、施設使用料等近隣市町等の実態はというお尋ねですが、スポーツ施設の使用料につきましては、まず初めに近隣の市町の実態はということですが、西濃地区について見た場合、体育協会が利用するとき、学校開放施設の小・中学校の体育館の利用にありましては、日ごろの練習時の使用料は、二市八町の中で全額負担が一市一町であります。種目協会主催の大会においては、全額負担が一市、半額負担が一町であります。体育協会主催事業については、半額が二町、三割負担が一市、その他の市町は免除であります。また、照明代につきましては、使用料を徴収している市町につきましては、おおむね照明代を徴収しているところであり、ます。

次に、スポーツ少年団関係につきましては、日ごろの練習時の使用料につきましては、すべての市町において免除であります。なお、照明代につきましては、体育協会と同様の市町が徴収をしております。

また、公立のスポーツ施設及び総合体育館等のスポーツ施設につきましても、学校開放体育施設と同様な形になっております。

全体的に、施設利用について見てみますと、受益者負担の原則

に基づいた形の中で使用料を徴収している市町が目立ちます。

また、中学校の部活での無償化についてであります。公立スポーツ施設と総合体育館についての使用料につきましては、二市八町の中で一市が全額負担であります。照明代につきましては、一市二町が徴収をしています。

垂井町は、中学生にあつては無料ですが、スポーツ少年団の利用については、町立施設は無料ですが、朝倉運動公園諸施設の利用につきましては半額負担でありますので、今後、関係課と調整し検討をしてみたいと思っております。

最後になりますが、町全体のスポーツ振興策については、一人一スポーツを目指す中で、(仮称)スポーツ連合と垂井町のスポーツ振興との関係につきましては、第二次スポーツ振興計画の見直し時期が中間地点の二十五年度でありますので、二十三年度から町全体のスポーツ振興について検討してまいる予定でございます。そういった関係で、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長(衣斐弘修君) 一番藤埴理君。

〔藤埴理君登壇〕

一番(藤埴理君) 利用料の関係につきましては受益者負担という点、これはいたし方ない部分もあると思えますけれども、より使いやすい施設の開放をどんどん進めていただきたいなあというふうに、強く望むところであります。

質問の方ですけれども、先ほど申しました健康づくりとスポーツの関係をしっかりで見直していただくことが必要になってくるかと思っております。これは健康の部分を携わっております健康福祉課長にお尋ねをしたいですけれども、そうした啓発

等を今後行っていく、もしくは生涯学習課と連携をしながら、そうしたことを行っていくおつもりがあるのかどうか、お考えの方をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長(衣斐弘修君) 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長(中村繁範君) 一番議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

健康づくりとスポーツということですが、過去にも健康づくりとしてやっておつた経過というのは承知しておりますので、今後はまた生涯学習課と連携をとりながら、何かの形で進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長(衣斐弘修君) 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番(木村千秋君) 議場にお見えになる皆様、ケーブルテレビをごらんの皆様、こんにち。木村千秋です。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

平成十七年度にお示しをいただいた垂井町道の駅構想、こちらになります。平成十六年度中には百万円の調査費用を、平成十七年度中では道の駅申請業務委託料として二百万円が計上されておりまして。また、平成十七年三月の全員協議会では、候補地を幾つか上げて案の御説明。あれから道の駅に関し賛否両論ある中、時間も経過し、社会の流れも変化いたしました。

そもそも道の駅については、平成二年一月に、中国地域づくり



交流会のシンポジウムの中で、道路に駅があってもよいのではないかとの提案がなされたことがその始まりであると聞き及んでおります。その後、平成三年十月から平成四年四月にかけて、山口県、岐阜県、栃木県の三地域において、仮設の休憩施設を利用して道の駅の実験が地元市町村の主体性に基づいて実施され、地元のコミュニティが活性化されたり、地元の特産物をPRすることができたなど、たくさんの効果が報告されたとのことであります。道の駅に対する地域のこのような盛り上がりを踏まえ、当時の建設省では、道の駅を平成五年度から始まった第十一次道路整備五カ年計画の施策の一つと位置づけ、これを積極的に推進することと、現在の状況下に来ておるといったところであります。

また、全国的に見てみますと、平成二十二年三月現在で、九百三十六カ所の登録がなされており、岐阜県下ではこの四月にオープンしたばかりの富加町を含めて五十一ある道の駅は、北海道の百九カ所に次ぐ多さとなっているようであります。まさに今またそのブームが巻き起こっており、各地の道の駅では一時の状況から一変し、ある道の駅では休日ともなると駐車場が満車になるほど、また、品物が売り切れになるほどの盛況ぶり、大勢のお客さんでにぎわっていると聞き及んでおります。赤字経営、黒字経営とさまざま課題はある中、輸入食品の品質保証問題や食品偽装問題など、食品にまつわる幾つかの不安に対し、行政としてはそれらを払拭する取り組みを早急に考えなければならぬと存じます。JAさんにおかれましては、この秋でしたか、ファーマーズの御計画がおありのようですが、我が垂井町としましては、取り組み課題の一つとして必須の地産地消の高まりを受け、その場の

提供、整備に関しても早急に取り組みねばならないと御提言申し上げます。

そこで、数点お尋ねをさせていただきたいと存じます。

一点目、今後の取り組み内容としてはどのようなお考えがあるのか。

二点目、先述の構想についてはコンサルタントに委託をされ、その後どう進めてこられたのか。

三点目、道の駅に関し、先述の予算を含め現在までに幾ら投資をされたのか。

四点目、また、アンテナショップについての投資額はどのようなのか。

五点目、道の駅へとつなげていくための投資ではなかったのか。六点目、道の駅を通じて交流人口の増をねらい、にぎわいのある垂井町へと発展させるべきと考えるが、そのお考えは。

また、あわせて、農作物だけではなく、販路が限られている障がいを持った方がつくられた商品・作品を売る場の提供をとの声が大変多く聞こえてまいります。そのようなお声もある中で、地域コミュニティの場としても広く活用でき、道の駅の機能は多機能であると考えます。それらについてのお考えを七点目のお尋ねとし、続いている質問、不妊治療の支援についての質問に入りたいと存じます。

子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず、なかなか恵まれないに不妊に悩み、不妊治療を受ける御夫婦が増加しております。しかし、不妊治療は、身体的にはもちろんのこと、精神的な負担も多い上に費用が高額になるという面もあわせ持ち、経済的理由が

ら十分な治療を受けることができずに子供を持つことをあきらめざるを得ない方もあると聞き及んでおります。

そういった流れを受け、県では助成内容として、一年度、四月一日から翌年三月三十一日に当たり、一回につき十五万円を限度とし二回まで、通算五年間助成を実施されております。しかし、これには所得制限等もあり、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療、体外受精、顕微授精に要した費用の一部を助成するという限られた対策であります。

一方で、お隣池田町さんにおかれましては、今年度よりその独自支援策を設けられ、例えていいますと、対象の治療において二十万円かかったとすると、その治療費のうち県の助成では十五万円が限度のため、足りない部分の五万円を池田町が独自で設けた十万円を限度にという部分で池田町が負担されるといった内容であります。また、所得制限もなしといったありがたい支援がなされております。こういったニュースは敏感に伝わりやすく、町内在住の方から不妊治療費に関して町独自の支援はないのかと、周辺市町村から見るとよそごとの感があるのか、我が垂井町は出回っていると御指摘をちょうだいいたしました。

参考までにお話をさせていただくと、治療内容や産院にもよりますが、いわゆる人工授精では一回につき約二万円ほどの治療費負担、また、いわゆる体外受精となりますと一回約三十万円ほどの金銭的負担を強いられるとことでもあります。

このように御紹介をさせていただきましたが、こういった助成金制度を活用したとしても、やはり相当な御負担があることには変わりはありません。

また、治療をされている方々からお話をお聞きすると、大変デリケートな問題である上、女性の側からは特にタイムリミットを背負いながらの通院生活に、私たちの想像をはるかに超える精神的な負担があると言われます。このようなお声を受け、行政としても精神面でのフォローが最も必要であると考え、早急な対応が望まれるところであります。

そこで、今後垂井町独自の支援策としてはどのようなお考えがあるのかという点と、今後、専門医療機関との提携を図り、精神的な負担を軽減するためにもカウンセリング事業実施の重要性を御提言申し上げ、真の少子化対策とは何ぞやと問いかけさせていただきます、そのお考えをお尋ねし、質問を終わりたいと存じます。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

道の駅と不妊治療、大きく二点質問をいただきました。

まず道の駅についてでありますけれども、今まで委託料等いろいろ払っておるその経緯、内容につきましては後ほど補足をさせていただきますますが、基本的な道の駅の考え方について、私は町長に就任したときに、やはり地域の活性化、あるいは議員おっしゃいましたように、一つの全国的なブームの中で、垂井町においても道の駅があってもいいんじゃないかという思いで調査を進めたところであります。その結果、五つほどの地点が出てきたということになります、その中で一つをとということではなく、その時点で、じゃあこれを動かしていくためには何が必要なのかという

こと、また道の駅というのは国道にあってはやはり情報発信という部分であります。それに付随して物販販売というのがついて回ると。あるいはほかの施設もついてくるといような施設が、今でもそうですが、当時の道の駅の考え方でありませう。

そのときに、単なる情報発信だけでは人はなかなか寄ってこない。やはり魅力ある商品を並べて、地産地消にも貢献しながら物販販売ができる場所というものをつくっていくにはどうしたらいいかという形の中で、じゃあ垂井に特産品、あるいはそれを恒常的に生産できる体制があるのかというところに至ったところでございます。そういった中で、アンテナショップとして恒常的に物をつくって出せる体制をつくっていくのがまず先ではないかという形での取り組みになったところでございます。

今、アンテナショップ「半兵衛の里」においては、後ほど詳しく出てくると思いますけれども、年間での売り上げも平成二十一年度で一千四百二十万円ほど出ているというような状況になっております。ただ、会員も徐々にふえてきて、平成二十一年度は七十一名の会員の方がお見えになるんですが、どうしても生産量のにいきますとまだまだ足りないというような状況の中で、週に三日ほど開いておられますけれども、二、三時間で物がなくなってしまうというような状況の中では、安定的にまだ供給できる体制ではないというのが一つにはあると思います。こういった施設を開きますと、やはり行ったときに物が無いというのは致命的な欠陥になりまして、リピーターの獲得が非常に難しくなるといような状況にあります。そこら辺をしっかりと体制づくっていくために、さらにアンテナショップ等を充実させて、将来的にはそち

らへつなげていきたいという思いでございます。

今のところ、そちらにシフトしておる状況の中で、道の駅についてはそこでとまっておるといのが現実のところかなあといふふうに思っておりますが、いずれにしましても地産地消の話もありますし、地域の活性化にも大きく寄与するものという形の中で、今後も検討はしっかりとしていきたいというふうに考えておりますが、道の駅のあり方そのものは、物販販売と情報発信だけではなくて、私は垂井町に合った、垂井町独自の道の駅を考えるなら考えていきたいというふうにも思っておりますが、こころはこれからの、また、一つのしっかりとした物販販売の母体ができるからの話になってくると思いますので、そこら辺の時期を見きわめながらまた考えていきたいというふうに思っております。

二点目の不妊治療についてでございます。

子供ができてなくて悩んでみえる方というのは、本当に切実な思いがあるつかというふうに思いますが、この問題について、不妊治療の補助につきましての御提言がございました。

県下でも半分以上の市町村がこの不妊治療についての助成をしておる状況にあるようでございます。調べましたデータによりまして、不妊治療はいろんな種類がありますけれども、十万円から五十万円ぐらいまでの費用がかかるというような形を聞いております。

県におきまして、県の補助というのがございまして、一回につき十五万円を限度として二回まで、通算五年の間補助をするという制度がございます。町におきましては、現在のところは県の制度を利用しておっていただくというのが現実でございますが、

他の市町を見る限り、その残りの部分についての補助ということもやっておるところがございます。そういった部分も参考にしながら、対応を考えていきたいというふうに思っております。

なお、ちなみに平成二十一年度の垂井町における利用者の方は十二名ほどというふうにお伺いしております。回数にして十九回補助を受けられておることです。数が少ないということはございますけれども、その切実な思いということがございます。県の補助を使われて、なおまだ足りない部分ということが当然高額の場合は出てまいりますので、そこら辺の補助ということに関して、今後他市町等の動向等も見ながら検討はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、真の少子化対策とは何かというお話がございました。議員も以前に出産一時金を出したらどうかというお話をされました。そのときにもお話をしたかと思いますが、決してお金を出すから子供を産むという話ではないと私は今でも思っております。やはり子供を産んで家族が、仲間がふえる。そして、安心して働ける、安心して子育てができる、そういう体制をつくることが少子化の対策、子供を産もう、子供を育てようという思いにつながっていくのではないかと。そのセーフティネットをいかに張っていくかということが今後の大事な取り組みであると思えます。そういった中で、今の不妊の治療助成なんかも含まれてくる考え方ではないかなあというふうに思っております。

今後、いろいろな少子化対策の考え方があろうかと思えますけれども、トータル的に考えていく必要があるというふうに理解を

しておりますので、また、お気づきの点は御意見等いただきたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 三番議員の御質問の中で、道の駅に關しまして補足的に御説明をさせていただきます。

町長から、ただいま道の駅につきましての考えは答弁されたので、私の方からは予算額等につきましてお答えをさせていただきます。

道の駅関係予算につきましては、議員もお話しされましたけれども、平成十六年度に概要調査業務委託料で百万円の予算、平成十七年度に県への申請業務委託料で二百万円の予算でございました。執行額につきましては、平成十六年度の委託料八十四万円だけでございます。平成十七年度の予算の執行はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 三番議員の御質問の中の、道の駅に關連しますアンテナショップに係る分、四番目のお尋ねの投資額以下につきましてお答えをいたします。

アンテナショップ「半兵衛の里」につきましては、良質で安全・安心な町内農林畜産物を安価に消費者に提供する地産地消事業の一環として、また、これら農林畜産物の生産販売促進による地域農業の活性化、さらには生産活動に携わる高齢農業者の生きがい対策として、平成十八年度に、熱意ある地域の方々と町との

協働により立ち上げられた施設でございます。

お尋ねの四つ目、アンテナショップに係る投資額につきまして、平成十八年度から二十一年度の四年間で四百六十万円余りを支出したところでございます。

五つ目は、これら投資額は道の駅につなげていくためのものではないかというお尋ねでございます。

当然に、当該施設は、垂井町第五次総合計画のまちづくりの目標で示す生産供給基盤の整備による地産地消を推進するための施設の一つであるとともに、道の駅構想を具現化するための前段の施設に広義的には位置づけするものでございます。

続いて六番目の、道の駅による交流人口の増でにぎわいある町に発展させる考えはというお尋ねでございますが、先ほど町長も申しましたが、週一回の店頭販売でスタートした同施設も、会員の自助努力により、今日では週三回まで販売日をふやしてきましたが、トータルでの出荷量も少なく、開店後一時間余りでお目当ての品がなくなってしまう状況であり、これらの問題をクリアしなければ、これまで以上の発展は望めないところでございます。

なお、議員が触れられましたJAの関係でございますが、JAの直売所が年内開店に向け進められると聞いております。当然に生産者は重複してまいります。そんなときこそブランド品目を持ち、販売力のあるJAさんと積極的な連携を図れば、我がアンテナショップが垂井町における地産地消の北部の拠点になってくるのかなと思うところであり、今後連携を模索してまいりたいと存じます。

また、今年度はアンテナショップ運営に経営感覚を取り入れ、

店舗運営を戦略的にマネジメントすべく、店長制を導入し、恒常的かつ安定的な経営を図るための予算をお認めいただいております。今後は農林畜産物の地産地消の拡大、町内特産物の販売拠点として一元管理できる体制の構築を目指そうというものであり、その暁には交流人口の増加はもとより、地域コミュニティの場としてにぎわいのある町発展の一翼を担っていただけるものと考えているところであります。

七つ目の、障がいのある方たちがつくられた商品を販売することにつきましては、ショップ運営規定に賛同いただき、会員登録いただければ可能であり、現に積極的な受け入れも行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 御答弁の方がとうございました。

数点、確認を含めて再質問させていただきたいと存じます。

質問が前後いたしますが、不妊治療に関しましては割と前向きな御答弁ということで、検討していただけた内容でありました。ありがとうございます。御期待申し上げます。

続きまして、道の駅に関してありますが、るる御答弁ありましたが、過去、同僚議員さんも御質問されてきた経過があるので、この道の駅に関しましては、あえて今回質問に立たせていただいたのは、当時の御説明では、アンテナショップの動向を踏まえて道の駅も考えていきたいというお答えと、アンテナショッ

プ発足後、道の駅の話がうやむやになっていきますがという議会の問いかけに、今後の見通しはということも問いかけましたところ、基本的に道の駅は進めていきたいと。できるだけ多機能な施設にしていきたいと。具体的には、地産地消というものを考えて、新たな産業を生み出す、高齢者の方にも出ていただく、これから議会にも諮っていききたいというようなことでした。

これをお聞きする限りは、もうすぐそこまで来ていますよというふうに思えたんですが、これ先ほどちらっとお見せいたしました、内容を見ますと本当に建物の中身やらいろいろあるんですが、こんな立派なものがありながら、実際にはまだ何も道の駅に關しては着手されていないというように思えてなりません。いろいろ先ほど予算組みの御説明もありましたが、そういった流れもありましたが、予算的に動きのなかったこの何年間というのは何をしておられたのかなあと、もう一度お聞きしたいと。

アンテナショップ、大変頑張っておられますので、そういったことに携わってみえる町民さんは大変期待されたと思うんですね。その間、予算が伴わない期間がありましたので、その間、調査等されておったのかなあと。そういったところを調査されておったのであれば、その御報告事項があるんじゃないかな。そういった面も再質問させていただきたいと。

先ほど町長さんの御答弁にありました、体制づくりということをしきりにおっしゃって見えました、体制づくりが整えば、それらを受けて、近い将来、中川町長としてはやる気があるのかないのかとお聞きした方がよろしいんでしょうか。数量限定販売とかで、価値を高めてその商品売っていらっしゃるといってもあ

るようですので、今後そういった部分で、道の駅に關して御期待申し上げてよろしいのかどうかを再度お尋ねいたしまして、再質問とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

不妊治療の方は、先ほど申しましたようにこれからしっかりと検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

道の駅につきましては、先ほども申しましたように、計画、コンサルを使って調査をさせて、何点か絞り込んだという中で絵もかいておるわけでありますけれども、あくまで机上の絵であります。今、それがあるからすぐに施設をつくれという話では、私はないと思います。先ほど言いましたように、その施設をどう動かしていくかと。これは温泉の施設等も同じことなんでありますけれども、つくればいいというものではない。それをどう動かしていくかということにかかってくると思います。その動かすのは住民の方がやはり中心になってくる。その住民の方のパワーを今つけている段階であるというふうに御理解をいただきたい。施設をつくれればそれですべて終わるといふ時代では決まてないというふうに思っております。その施設をいかに動かし、どう使っていくかと、そのことは住民協働に大きくかかわってくるものであると思います。

現在、アンテナショップ「半兵衛の里」の皆さん方は一生懸命

取り組んでおられます。その力を将来の町の活性化に向けて応援をしていく、それが行政の大きな役目だというふうに思っております。決してつくれれば終わりということでは思っておりませんので、やる気はもちろんなある。この施設をしっかりと体制づくりをして、その将来につながっていくものが道の駅になるというふうに思っております。ただありきたりの道の駅にはしたくないなあという思いは持つておるところでございます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午前十一時五十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十五分）

引き続き一般質問を行います。二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 三點質問したいと思っております。

最初の一番目の問題は、医療費をいかに下げるかという題であります。

ここに平成二十年度市町村別療養諸費の比較というものがあります。これを見ますと、垂井町は一人当たりの費用額七十九万五千四百十八円、それから神戸町が六十二万二千二百九十四円、安八町が五十六万四千九百五十三円、少ない金額を上げますとそういう金額になります。垂井町と神戸町を比較しますと、一人当たり十七万円ばかり神戸町が安く済んでおります。その十七万円に垂井町の人口二万九千人を掛けますと、費用が四十九億円ぐらいの差が出てくるわけですね。そうすると、垂井町の場合は神戸町に比べて四十九億円医療費が過分にかかっておるということになり

ますので、医療費をいかに下げるかと。この表から検索できることは、垂井町と神戸町や安八町をこの表から分析していただきまして、じゃあどこに原因があるか、その追求はされておるのかどうかと。また、その原因追求ができれば、垂井町としてはどういう対策を立てて医療費をからなくするかと。ひいて言えば、垂井町民が健康で医療機関にからならないような施策をどのように打っていくのかということでありまして、それは担当課長にお聞きいたします。

それから二番目の問題ですが、子宮頸がん、垂井町については全額負担をしないという問題提起であります。

子宮頸がんというのは女性特有の病気ですが、国内の子宮頸がん発症は年間約一万五千人に上っております。その中で約三千五百人の人が亡くなっております。子宮頸がんは予防ワクチンを打てば治るといって、医療技術の革新によってできました。それで、三回ワクチンを打たないと効果がありませんけど、一回につき一万五千元かかりますので、全部で三回ともやりますと四万五千元。それを私は垂井町が全額負担したらどうかと、そういうことを町長にお聞きしたいと思っております。

それからもう一つ、四月から子宮頸がんについて垂井町は一回につき五千円の負担をしておりますが、五月末までに何人の利用者があったのかをお聞きしたいと思っております。

それから三番目の問題ですけど、去年から町民の人に太陽光発電の補助金を出したらどうかというお話を聞いておりました。また、昨年、同僚議員もそういう問題提起をされまして、今回新たに私も一般住宅に太陽光発電の補助を出したらどうかと。それに

つきましては、前回同僚議員が質問された中で、町長は国の助成制度が来年の一月末に切れるというような状況の中で、そういった国の動向を見きわめながら考えていきたいというコメントを出しておられます。

今回、民主党政権は継続してやりたいということを出しており、そこで、我が垂井町としまして、一キロワットに三万円、上限四キロワット十二万円ですが、そこまでの費用を出したらどうかと。これにつきましては、何件利用者があらかわかりませんが、それぐらいのお金は九月の補正予算で組んでいただければ十分できるお話ではないかなあというふうに思っております。その点を町長にお聞きします。

以上で終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

医療費の問題は、担当課の方から説明があるというふうに思いますが、医療費に係る地域差指数というお話もございます。そこから辺も最近まで、本当に県下でも二、三位におったところが、最近十位ぐらいまで落ちてきておるということで、少し落ちついてきたところでありますけれども、その対応等について担当から補足説明させますので、よろしくお願いをいたします。

さて、ワクチンの補助に關してでありますけれども、本年度の予算の中で、予防接種応援プランという形で、新型インフルエンザ、それからヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワク

チン、この四つを補助対象として、まさに小さいお子さんからお年寄りまで健康に対するワクチンの応援という形で予算組みをさせていただいたところでございます。ただ、実数がどうなっていくかというのは非常に読みにくいところでございまして、まだ取り組んだばかりということもあります。特に子宮頸がん、打つて命が助かるなら全額補助したらどうだという御意見でございませけれども、今、全国で千七百二十七市町村があるわけでありませけれども、これを全額負担している市町村は全国で十二市町村であります。そういったような状況、大半が一部負担、一部補助という情勢で動いておる中にあると思えます。

このことは一番最初の、冒頭での議員の質問の中にもありました、菅首相がおっしゃった最小不幸社会ということにも通じてくるのかというふうに思いますが、やはりこれからの社会、お互い助け合っていく中で、ばらまきではなくていかに自分たちが自立していくかという中に、確かに医療費を補助していけばその分助かるということはあるかもわかりませんが、やはり自助努力というか、応益負担といえますか、そういう考え方があると思えます。助かるんなら何でもすべて一〇〇%という形では、どんどん財政が膨らんでいく一方の話になってしまえますので、やはりそこら辺の見きわめが必要ではないかなあと。ある部分応援はしながらも、なおかつ自立できる方には自立していただきたいと思いますという思いがありますので、現在のところ、他の市町村等の動向を見ながらということでありませけれども、現在、一回につき五千円という補助はしばらく様子を見させていただきたい。まだ始めたばかりで、今後の動向というのもしっかりと判断していく必要がある



と思いますので、今すぐに全額補助という形には踏み切っていけないというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

それから、三点目の一般住宅の太陽光発電の補助の話でございます。

昨年の九月にも同様の質問がございまして、お話をしたかというふうに思いますが、麻生政権時にチーム・マイナス六%、CO<sub>2</sub>削減六%という数字が出て、鳩山政権では二五%オフというのを国際公約として言われたところでございます。そういった中で、太陽光発電、クリーンエネルギーというものはしっかりと見直されておるところでございまして、そのときもお話ししましたように、その当時に国の動向がはっきりわからない、先行きがわからないという状況で、あるいは近隣の市町村の状況等も見きわめた上でということをお話をさせていただいたところでございます。

近隣のお話でいいますと、平成二十一年に県内での補助を取り組んである市町村が七町村あったのが、本年度、予定も含めまして十六町村までふえてきたという状況にあります。

また一方で、国が進めます補助金の方も、四月から始まりまして十二月までの期間で受け付けをするということになりました。しかし、まだこれは継続してずっといくかどうかというのは、非常にまだあやふやな、わかりにくい状況にあります。また、昨年の九月にも、そういった状況の中でしたらく様子をしっかりと考えたいということもお話をしておりますので、今ここでいきなりそちらへかじを切るのではなくて、引き続きこの状況を見きわめた上で太陽光発電の補助については考えていきたいというふう

に考えております。

一般的に費用に関しましては、これは新エネルギー財団の調べでありますけれども、大体普通の住宅容量で、平均容量が三・五九キロワットということで、工事費にしましては一キロワット当たり大体七十万円ぐらいかかるようでございます。平均的なシステムを組みますと、やはり二百五十万円ぐらいかかるという状況の中で、どの家でもすべてこれを取り組んでいけるという状況ではない、ある部分限られているという状況にあります。

そういったことも踏まえまして、いましばらく国の動向、あるいは現実的な対応というものを見きわめていきたいと考えておりますので、いましばらく様子を見させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 二番議員の御質問の、第一点目の医療費をいかに下げるかについてお答えいたします。

議員御指摘の医療費は、後期高齢者医療におきます医療費でございますまして、平成二十年度の垂井町の一人当たりの医療費七十九万五千四百八十八円は神戸町や安八町と比較いたしますと、垂井町は十七万円から二十三万円ほど高い状況にあります。垂井町の被保険者数は三千百人ほどで、これは広域連合の方で取り扱っているものでございます。

ここで、垂井町の国民健康保険について見ますと、一人当たりの医療費は二十八万三千九百七十五円で、神戸町の二十五万六千七百四円や安八町の二十四万九千六百六十二円と比較しますと、や

はり二万七千円から三万四千円ほど高い状況にあります。

垂井町の医療費の動向といたしましては、指標でありまず、先ほど町長が申し上げましたけれども、地域差指数を見てみますと〇・九九ということで、県内では第十位に位置しております。これは依然高い状況にあるものでございますけれども、過去の例を見ると、近年落ちついた状況にあるものでございます。

参考といたしまして、近隣市町の状況を見てみますと、大垣市が五位、海津市が十九位、養老町が十五位、関ヶ原町が七位、神戸町が三十九位、輪之内町が十一位、安八町が四十位となっておりますところでございます。

垂井町の特徴といたしましては、入院一件当たりの日数が多く、入院の一日当たりの金額が高額であり、これにより一人当たりの医療費が高額となっていることと、また、町内には医療機関が多く、受診の機会が容易で恵まれていることも要因ではないかと考えておるところでございます。

今後、医療費の抑制に向けまして、特定健康診査及び特定保健指導を実施していく中で、保健センターとの連携を深めるとともに、医療機関、その他の関係機関の協力を求めながら、メタボリックシンドロームの予防対策を講じるなど被保険者に周知しながら、特定健診の受診率の向上に努め、健康増進を図っていきたくと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 二番議員の御質問の第二点目でございますが、五月末までに何人の人に助成したかという御質問に對してお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、子宮頸がんワクチンの助成につきましては、十一歳以上十五歳未満の女子に對しまして、一回当たり五千円を一人三回まで助成するものでございます。

五月までの助成実績につきましては、四月に一人、五月に五人、計六人でございます。この方たちが接種され、助成をされているところでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 子宮頸がんにつきましては、私は垂井町の少子化対策の一環として、やはり今民主党が言うておる子ども手当より、そういうことでお金を出してあげた方がよりいいんだと、そういう思いがあります。また、人の命は金では買えませんので、十人に一人発症するのかわかりませんが、やはり子宮頸がんはワクチン接種すればゼロということになりますので、それで見ますと、毎年小学校6年生の子を対象にしていきますと、年間百五十人ですら約七百万円を切ると思っておりますので、そういう助成を来年から施行していただきたいと、再度町長にお尋ねします。

それから、一般住宅の太陽光発電の補助については、町長は先ほど動向を見ながらやっていきたいと言われましたけど、じゃあそれは、期間は今度の九月の議会で答弁をいただけるものと信じておりますが、期間を切ってもらわないと、いつまでだということ

とがわかりませんので、その動向の調査と言われても漠然としておりますので、期間を切っていただきたいと思っております。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず子宮頸がんに関してでありますけれども、確かに今はまだ数が少ないという状況ではありますけれども、じゃあ子宮頸がんだけでいいのか、ほかのいろんなワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌、そこら辺は有償で一部補助でいいのかという話になってくるものだと思います。やはり全体の医療、あるいは全体の補助の枠の中の話というのも出てまいります。

先ほど言いましたように、最小不幸社会ということを考えてときに、どどんばらまきをすれば、何でもかんでもすべて行政が出していけばいいのかというのは、まさに今町が進めようとしておりますまちづくり基本条例の思いにも合致するのかなあと、ちょっと首をかしげたくなるところもございます。いろんな援助の仕方があると思いますので、何も全額補助だけがすべての道ではないというふうに思います。いろんな形の中の助成というものを考えていきたいと思っております。いましばらくはこの補助の体系で進めていきたい。額の見直し等はあるかもわかりませんが、全額補助については、やはり今まだ尚早ではないかなあというふうに私は考えております。

太陽光発電につきましては、期限を切れというお話でございます

すが、少なくとも補正で今のところ上げるつもりはございません。やるのであればまた新年度について検討していきたいと考えております。当然、今ここで上げるといふことになれば、さかのぼって遡及的な判断はどうするのかというふうなこともあります。やはり新年度からの対応としての考え方が一つのあり方ではないかなあというふうに思っております。これは昨年度質問された議員に対する答えにも、そういうふうになってくるというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従って四つの問題、実際は一、二、三はほとんど関連してまいりますので、大きくは二つになりますが、質問したいと思っております。よろしく願います。

まず一番目ですが、まちづくり基本条例の施行までもう何カ月もありません。それで、その問題について、そのスケジュールはどうなっているかということを中心にお尋ねしたいと思います。

前回、三月の議会で制定されたまちづくり基本条例、精神的に言えば住民自治基本条例だと思っておりますが、その制度までの過程において、文字どおり住民協働の作業として、策定委員会の精力的な御努力、取り組みを通してこの条例はでき上がったものであります。それだけに、施行まであと残りは八カ月です。行政としてはどのように進めていけるのかを中心にお尋ねしたいと思います。

何はさておいても、あと八カ月の間にスケジュールをどうして

いくのかという問題です。五月の広報にこういふパンフレットが出ました。垂井町まちづくり基本条例、平成二十三年四月一日スタートというので、その中の概要を見ますと、概要で私たちはわかるんですが、そのほか細かい全文が中にありますから、町民の方は何人が読まれたと思いますが、そこで中心になるのは協働のまちづくりの推進ということになります。基本原則は、情報共有、住民参加、協働のまちづくり、というふうになっておって、それは第三章にあります。第七章には協働のまちづくりの推進ということで、コミュニティの形成、まちづくりセンター、まちづくり協議会、まちづくり審議会というのがあります。さらに第九章へいきますと、条例の位置づけは、この条例が垂井町の自治についての最高規範となる条例であることを定めていますというふうに書いてあります。最高規範なんですね。そういう貴重な条例が制定されて、施行まであと八カ月ということですよ。

それで、今そこにも書いてありましたように、じゃあそのスケジュールはどうなっているかということとをぜひここで発表してほしい。どうしても発表してほしいと思います。もうタイムリミットは来ておるわけですから。その全体のスケジュールの中でも、特に今出ましたまちづくりセンター、この組織と構想はどうなっているのか。それから、まちづくり協議会の、同じように組織と構想、それから審議会もそうですね。この大きな三つについて聞きたいと思います。

基本条例の根幹である住民への情報公開と、それによって形成される情報共有を基礎とした協働の取り組みが我が町を変えていくんだというふうに私は考えています。それを目に見える形で実

践できる場、今からつくっていく必要がありますが、その場を考えているのかどうかお尋ねしたい。

三月議会でも、私はその場は、まずごみ減量化推進事業、特にエコドームや、ひいてはエコパークを立ち上げる事業ではないかと思っておりますが、どういうふうにするか、そこをとらえておられるかお聞きしたいと思います。

きょうも同僚議員から幾つか出ましたね。観光の問題もありましたし、それからアンテナショップの問題もありました。これらもすべて、この基本条例に従って今後精力的に進められていくものと思いますが、まず何よりもごみ減量化の問題について、そのサンプルといってしまうか、モデルケースとしてやるべきだと思いますが、どう思っておられますか。これがまちづくり基本条例についての御質問です。

二つ目は、エコパークづくりは真に基本条例のつとめて進められているかという質問です。

エコドーム、あるいはエコパーク建設に当たって、どこまで住民への情報を公開したのか。土地の問題が解決しないと全町民にどこに建設するか公開できないということもあるでしょう。問題によっては、何もかも全部初めから公開することはできません。けれども、もう既にこのエコドームの建設場所については、あるいはエコパークの建設場所については、若手の下町あたりにはできないかというふうに町民も出ています。そうなる、そこでは遠過ぎるという声も出ています。そういう反対論があるから、それで具体的な公表を逡巡するというのではなくて、

開き直ればいいんでしょね。そこまで来て、もうそこに決めるんだというふうに腹を決めたら、あとは住民とともにいくわけですから、堂々と明確に、そこにしたい、そのわけはこうだということを書きつぱり発表し、十分議論を公開でしつぱりと思えます。それがまちづくり基本条例の精神であり、条例が願う協働事業の第一歩だと考えます。条例の策定委員の真の願いもそこにあつたのではないかと思いますが、ぜひそのような進め方をしてほしいと思います。どう考えておられますか。

その上で、もう少し具体的に聞きたいと思いますが、ドーム構想を住民の前に明らかにして、各地区別の意見交流会、あるいは説明会でもいいんですが、それを開いて、そして住民が広く参加するドームづくりを目指したいと思えますが、どう考えますか。ひよつとしたら、南にもつくつてくれと言ったときに、ドームだけならテントで済むということもありますので、内容によりますが、そこにもつくつてもいいんではないかと思えますが、住民の思いが燃え上がればそういうふうになると思えますよ。そういうことがこれからの、いわゆる住民の参加する協働のまちづくりになっていくと思えます。それが一つ。

なお、(仮称)リサイクルセンター運営等調査研究をNPO法人に御依頼をしておられたようですが、その結果が先ごろ発表されましたが、これは町民にも公表するつもりなのかどうかということ。そこまでちょっと早いと言われるのかどうか、そこら辺も、いずれにしても、今までの重要な町の事業を進める上において、どうも行政が小出しにするとか、隠したり、そして行政だけでやるうとしてきた。これはもちろん町長も何度も口を酸っぱいよう

に言われます住民参加ということですから、そんなことはもうこれからはないと思いますけれども、でもどうかするとやっぱりそういう旧態依然とした意識が職員の中に残ってはいないかというふうに思いますが、そういう意味で、このリサイクルセンターの研究報告、結果報告もぜひ公表してほしいと思いますが、どうでしょうか。

また、専門的に調査研究されたその資料などは、住民に公表して、行政と住民とそこへ専門家、このNPOが専門家なのかどうかよくわかりませんが、ともに取り組む、そういう協働の第一歩にしてほしいというふうに思います。

その次、三つ目です。三つ目といっても、これみんな関連するんですけど、ごみ減量化等推進協議会と、同じくごみ減量化等推進委員会ができました。私は推進委員会の研修会に傍聴させていただきました。三回ほど傍聴させていただいたんですが、どちらにしても、ごみ減量化等の推進協議会と同じく推進委員会のメンバーが決まったようですけど、その内容はどうなっているのか。それぞれの任務、役割、そして今後の活動のスケジュールはどう考えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

とにかく、まちづくり基本条例の施行を来年四月に控えて、条例の具体化、または実践化のモデルケースとして、慎重に、かつ精力的に取り組んでほしいです。この問題は。その意思があるかどうか、また計画をお聞きしたいと思えます。その場合に、ぜひ取り入れてほしい点を幾つか提案したいと思えます。

去る三月もちょっと言いましたけれども、まず第一点。いわゆる推進協議会というのは、私の頭の中で協議会というと、年に二、

三回やる協議会というのがぱつと出てくるんですよ。イメージはそんなですね。でも、この推進協議会こそは、年に二、三度という、そんな従来型では絶対にだめです。

二つ目、ごみ減量化対策だけでなく、エコパーク構想を踏まえ、さらに地球環境問題にまで踏み込んだ展望を持って、しかし足元から一つずつ積み上げていくスケールの大きな、かつ着実な調査研究を視野に入れてほしいと思いますが、そういう考えはあるのかどうか。

三つ目に、協議会は推進委員会と密接に連携しながら、同委員会を指導する立場を着実に担ってほしいんですが、したがって、先ほども言いましたように年に二、三回の協議会ではとても追いつきません。

最後に、このごみ減量推進委員会は、百三十六人になりましたね。その中からそれぞれ地区ごとに一名ずつ協議会に参加する代表を選ばれました。各地区からの七名と、そのほか有識者とか、あるいはごみ減量化に取り組んでこられた専門といましようか、それに力を注いでこられた人だとか、そういう人を二十人近く選ばれたと思いますが、冒頭に質問しましたように、そのメンバーも発表してほしいと思いますけど、いずれにしても推進委員会百三十六人はその百三十六人だけでなくて、さらにその周りに何人かを集めて、呼びかけて、合同のワークショップを一度ならず二度、三度と積み上げて、そしてごみ減量化の推進を精力的に進めてほしいと思いますが、そういう全体の構想の中で考えてほしいと思いますか、どうでしょうか。

結論的にいいますと、私の願う、ごみ減量化を中心に考え

るのは、住民がよく動く我が町垂井町と、そういう垂井町を目指すというふうに思います。ぜひその思いを受けとめてください。お願いします。

大きい四番目ですが、留守家庭児童教室の充実を求めています。

この問題では、調べましたら一九九七年の九月の垂井小学校で最初に開設された、年度途中に開設されてからもう十三年になります。その拡充と充実に従事してきましたが、現状はどうですか、そのことをまず聞きたいと思います。

最初は三名だったか五名だったか、ちょっと今覚えがありませんが、ことは二百三十九名か四十名ぐらいですね。本当に見違えるような、働く親の切実な願い、先ほどから言っています子育てだとか、そういう点でいうと、子ども手当もさることながら、こういういろんな総合的な角度から子育てを応援していく行政でなきゃいかんというふうに思いますが、その一つとしてこの留守家庭児童教室はあります。

質問、一つ、各教室の受け入れ児童数は今どうなっているか。指導員の配置状況で問題はないか。三つ目、土曜日の開設状況はどうか。何か第二土曜だけというふうに聞いておりますが、ちょっと確認をします。四番目、長期休暇中、すなわち夏休み、冬休み、春休みですね。この長期休暇での開設、時間はどうか。開設しておられますが、その辺はどうかと。ついでに、例えば夏休みだけ預かってほしいという親もおるかまわかりませんが、そういう場合はどうしてみえるかも聞きたいと思います。

それから、利用料は一万円なんですけど、ずっと一万円ですが、その料金の体系を今後見直す必要があると私は思いますが、例と

しては、例えば二人以上児童を預かっていく場合には割引制度はないのかというようなことは考えないかと思えます。それから、そのほかに減免規定、例えば生活保護の場合は無料ということはありますが、そのほかに例えば住民税非課税の世帯についてはどうするかというような問題もありますから、減免規定についてどうなっているかお尋ねしたいと思います。

今後の課題について聞きます。幼稚園児を受け入れているので、幼稚園と小学校一、二、三年ですね。幼稚園児が別の形でいくと、今問題になっています、ちよつと今棚上げをしようと言っています、いわゆる幼保一元化ですね。この問題と深くかわるわけではなく、今すぐに回答できないかもわかりませんが、少なくとも幼稚園児については、例えば今二時でお迎えに行かなくても、少なくとも幼稚園児については、例えば今二時でお迎えに行かなくても、少なくとも五時とかそういうふうに、先生の勤務時間が長くなるということはあるかもしれませんが、実質はいるわけですからね、幼稚園に先生は。ですから、そういう子のために制度として垂井町独特のそういう制度はできないのか、お尋ねしたいと思います。

そして、今現在は二百四十名に近いわけですが、飽和状態になつていないのかどうか。飽和状態だとすると、今言つたようなことが、一つどうしても必要になると思えます。

二つ目、これも毎回言うことですが、対象児童を幼稚園から小学校三年生までというのではなくて、これも国の方針はほとんど変わりつつありますから、方針に縛られないで、幾多の留守家庭児童教室が経験しているように、小学校六年生まで希望者は受け入れるということが、最近のこの物騒な世の中で、小学校四年生

以上はかぎつ子でもいいですよということとはとても言えません。だから五年生、六年生でも何とか一人でかぎつ子にならないようにするという方法もありますし、もう一つは教育的な立場からいえば、五年生、六年生の子が入ることによって、下の子の面倒を見るといいでしょうか、そういうことでいわゆる留守家庭児童教室のあり方をうんと考えられると。子供たちも働くという言葉は悪いですが、そういう留守家庭児童教室にしてはどうかということ、特にその辺を提案したいと思います。

それから、障がい児の受け入れですが、これ難しいようですけれども、でも何とか障がい児も受け入れてほしいと思えます。そのような規定がちゃんとありますので、国にも。それから指導員の募集に難渋しておられるようですけれども、資格がなくても雇用できるような柔軟な規定改正はできないのか。以上、よろしくお願ひいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の御質問にお答えをさせていただきますたいと思えます。

まちづくり基本条例に関して、エコパーク、それからごみ減量化推進協議会等と関連していると思えますが、それぞれエコパークに関する、あるいはごみ減量に関する、担当の方から説明させますが、私はまちづくり基本条例全般に沿った形の中の取り組みについて、少しお話をさせていただいたらというふうに思えます。

議員のお話がありましたように、この五月にこういった形で垂

井町まちづくり基本条例の冊子を全戸に配付させていただいたところでございます。これを一枚、二枚めくっていただきますと、協働のまちづくりを推進する三つの仕組みということで、まちづくりセンター、まちづくり協議会、まちづくり審議会というものがうたってあります。これがまさに垂井町らしさをアピールする大事な部分であるというふうに認識をしております。

これらの制定につきましては、現在、企画調整課においてまちづくりセンター、あるいはまちづくり審議会、これは町長が定めるものというふうになっておりますので、規則案のたたき台を現在検討させておるところでございます。

また、これらを規則で規定するためには、まちづくりセンターの位置とか協議会の組織のあり方などを協議していく必要がございます。まして、住民と協働して行うための協力者、まちづくりサポーターといいますが、そういうのを今後募集して、これらの内容について一緒に論議をしていって、これを定めていきたいというふうに考えております。

一方で、まちづくり基本条例を知っている住民は、その多くが町政に関心を持っておられる。当然のこととしまして、基本条例のことをよく知ってみえるということになると思います。また、基本条例のことを知らなくても町政に関心のある方も当然にお見えになります。

そこで、議員から御提案ありましたように、住民課で推し進めておりますエコパーク構想について、町政に関心を持っていただけるごく限られたテーマ、本当に身近なテーマであるというふうに思っております。そういった中で、ごみ減量化の問題を一つの

モデルとしまして、まちづくりを条例施行にあわせた形で、住民と協働で推し進めていくことはできないかというふうに考えておるところでございます。まさに議員がおっしゃる、目に見える形でのまちづくりの条例を動かしていくことができないかなということを考えております。こういうことをやっていけば、このごみ減量化という部分の取り組みを手本に、あるいは参考にしながら、まちづくり基本条例の運用が図られ、住民だけにかかわらず行政内部においても各課の業務執行に当たって住民参加の理念や意味というものがわかりやすく理解できるんじゃないかなと、大変よい参考事例になるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

住民協働そのものあり方というのは、概念は何となくわかって、具体的な形というのはまだまだ明らかではなく、まちづくり基本条例にいたしましたも、そのはつきりした規定がないというようなことから、いわば模索中、探っておるような段階というふうに考えることができます。そうしたことから、こうしたある特定の分野、特化した分野を、行政が特に抱える待ったなしのごみ減量化問題を優先して、エコパークのあり方について、従前よりその現状と課題はいろんな形でお話をし、また協議もしてきたところでありませうけれども、住民の方々と一緒になって考えていければというふうに考えておるところでございます。

条例の整備は一方で進めるものの、この条例の目に見える形の運用というものを進める中で、より具体的に条例を意識できる部分として、このごみ減量化というものを特化した形で同時に進めていく。その中で条例の持つ意味、あるいはかかわりというも



のをつくっていききたいというふうに考えておるところでございます。このことにつきましては、先週末には庁内でごみ減量化検討委員会を立ち上げ、行政側の対応もひとつ整えていききたいというふうに考えております。来年設置予定のまちづくりセンターとの情報共有や、あるいは検討資料づくりを提案できるような形で庁内でのごみ減量化検討委員会等も立ち上げていくところでございます。

垂井町の進むべき道というのは、先ほども言いましたこのまちづくり基本条例を動かしていくわけでありますが、まだまだ暗模索の部分が少々あると思います。このまちづくり基本条例を使って垂井町版のまちづくりを進めると。ほかの形ではなく、やはり垂井町にあつてのまちづくりをこの条例を使って進めていききたいという思いでございます。

非常に時間のかかる道のりかもしれませんが、来年から施行といつても、まだまだその先があるものというふうに認識をいたしておられますけれども、まだまだこの入り口に立つたばかりではないかなあというふうに考えております。この住民協働、言うまでもなく住民参画がもちろん前提でございますけれども、いろんな形があるものであります。そういった中で、このごみというものを一つの切り口として、モデル的に動かしていく。その中でまちづくり基本条例というものを意識する場というものができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

エコパーク、それからごみ減量化推進については担当から補足説明をいたさせます。

また、留守家庭児童教室についても担当から細かい説明をさせていただきますけれども、前全協でお話をしましたように、国において子ども・子育て新システムというものがこれから検討されると思いますが、来年度の通常国会には法案として形が出てくるというような中で、ここの辺を見据えた形で、幼保一元化もあわせていききたいという形で、状況を見ておるような状況でございます。この中には、当然幼稚園児等の幼保一元化の関係も含まれておりますので、この辺の動向を見きわめた上でまた対応していききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 十二番議員の御質問にお答えをいたします。

第二点目の御質問の中にありますエコパーク構想に関してでございますが、町ではこれまでにごみ減量化に向けた取り組みを実施してきたところでありますが、昨年度のごみ排出量は約八千四百トンで、住民一人一日当たり約八百グラムとなり、昨年度と比較すると約三％減少しました。

この結果は、第五次総合計画にあります平成二十四年度の目標値に早くも達していることを考えますと、昨年十月から家庭系可燃ごみの有料化や住民のごみ減量に取り組む意識が少しずつ芽生えてきているものと思われれます。また、一方では、資源ごみの収集量は前年度と比較して約七％減少しており、現在の収集方法や住民への周知方法など、検証していく必要があると考えられます。

また、今後の大きな課題として、クリーンセンターの耐用年数

が残り十年余りということを考えますと、これの延命化への取り組みも重要となつてきております。こうしたことから、ごみ減量化に向けての取り組みの一環として、エコパーク構想を住民と議会、行政が協働で行う事業として位置づけているものでございます。

第三点目のごみ減量化等推進協議会と同推進委員会の役割についてでございますが、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で規定しております廃棄物減量等推進協議会は、二十人以内で構成され、住民、識見を有する者、事業者、廃棄物処理業者または廃棄物再生業者のうちから町長が委嘱することとなっております。また、推進委員会という組織は設けてございませんが、推進員につきましては、議員御存じのとおり、ことしの四月に各自治会から一名を御推薦いただき、現在百三十六名の推進員さんを委嘱したところでございます。

推進協議会の役割としては、一般廃棄物の減量に関する事項や一般廃棄物の処理に関する基本的事項を協議していただくために設置してありますし、推進委員には、地域におけるごみ減量等環境活動におけるリーダー役としての活躍をお願いするものでございます。

今後、エコパーク構想の確立に向けましては、当面、推進協議会の御意見をいただきながら進めていくものでありますけれども、まちづくり基本条例の施行後はもっと広く住民の参加を求め、意見を取り入れる中で住民との協働により取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたし

ます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 十二番議員の第四点目の、留守家庭児童教室の充実を求めてについて御説明をいたします。

まず現状でございますが、各教室の受け入れ児童数でございますが、本年四月一日現在では、垂井小が四十一人、東小が七十六人、宮代小が三十三人、表佐小が四十四人、府中小が四十五人の合計二百三十九人であります。

次に、二番目の指導員の配置状況でございますが、県放課後児童クラブ運営基準では、児童数二十名以上の場合は三人以上の指導員を配置することが望ましいとなっております。当町におきましても各教室で三人以上の指導員を配置しておりますのでございます。

三番目の土曜日の開設状況でございますが、本年五月から、第二土曜日に限り午前八時三十分から午後六時までを開設しております。

四番目の長期休暇中の開設時間でございますが、毎週月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後六時と定めております。

なお、第二土曜日の受け入れを行いました関係上、夏休み、冬休み、春休み中につきましても土曜日は開設していくというふうに考えております。

五番目の利用料または料金体系でございますが、児童一人につき月額一万円と定めております。

六番目の減免規定でございますが、垂井町留守家庭児童教室の保育料に関する規則、この規定によりますと、生活保護法の規定

に基づく被保険者の世帯、学齢児童生徒就学奨励規則に規定する奨励金の交付を受けている世帯、災害等により著しく被害を受け、保育料を納入することが困難な世帯、これらの世帯については全額免除の規定を設けておるところでございます。

続きまして課題といいますが、そつちの方面でお答えをさせていただきますが、三番目の障がい児を受け入れる場合につきましては、障がいの内容等により指導員の加配が必要になってきます。また、指導員は障がいに関する専門的知識を有することが望ましいと理解をしているところでございます。

四番目の、指導員に資格がなくても雇用できる規則改定をという御質問でございますが、垂井町留守家庭児童教室指導員設置に関する規則の中には、健康で活力を有し指導者としての能力を有する者と規定しており、県の運営基準に規定する補助指導員がこの規定に該当すると認識しております。

以上、十二番議員の御質問の回答でございます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長乾豊君。

〔学校教育課長乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾豊君） 十二番議員の御質問の中の、今後の課題についての一番目と二番目につきまして、お答えをさせていただきます。と思います。

本来、留守家庭児童教室の対象は、児童福祉法によりますと小学校児童のうちおおむね十歳未満の児童とされており、幼稚園児につきましては特に触れられてはおりませんが、法令上は、幼稚園児は留守家庭児童教室で受け入れる対象ではないわ

けでございますけれども、一方、幼稚園で預かり保育という方法が考えられますけれども、この場合、適切な指導体制を整えることも必要になってまいります。例えば、通常の学級担任とは別に預かり保育に従事する新たな人員の確保をしたり、あるいは日常使用している教室とは別に専用の保育室を設けることなど、いろいろと想定することが出てくるわけでございます。

先ほど町長も申しましたように、現在、内閣府におきまして子ども・子育て新システムの構築が検討されております。これによりまして、今後、小学校四年生以降の放課後対策の拡充など、本当にさまざまなことが今検討されつつございます。議員から御指摘もございましたが、今後は国の動向を見ながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。まず、条例にかかわることですけれども、具体的に見える形で、私が言うようにごみ減量推進の事業を、エコパークも含めてですが、いわゆるまちづくり基本条例のモデルケースとしてやっていきたいということですから、これは全く私の思う意見と同じだというふうに思っておりますが、そう把握していいでしょうか。

その中で、特にごみ減量の問題も含めてですが、せんだつての研修会、説明会と言ってもいいでしょう。百三十六名の中の各地区単位に行われた説明会の三回の傍聴を通じて感じましたこと

は、最初ですから、初めてみえる方もおるでしょうし、中にはある地区のように、大変熱心にごみ出しの日はいつもくつついておってやっておられるという、そういう熱心な人も見えます。そういう人が協議会の協議員になってもらうと一番いいわけですね。でも、あの場でだけ協議員をこの中から推薦していただいけませんかという形で来て、根回しをしてみえたのかどうかわかりませんが、それで出てくる協議員。もちろん、今度のごみ減量化推進委員になられた方は初めての人もおるでしょうし、経験者もおるんでしょうが、何をやっていいのか、あの説明会だけではわからんわけですね。僕自身もあれでは、あ前と一緒だなあというふうにしかならんわけですね。ですから、今後、つかず離れず、協議会が指導していくということもあるでしょうが、先ほど、僕も質問しようと思うんですが、ごみ減量化検討委員会というのを今立ち上げようとしておられますが、そのことについてもうちょっと詳しく教えてください。それがこの検討委員会を通じて推進委員の方に何をどう動いてもらうのか、それがはっきりすればどんどん広がっていくと思いますね。何かまだ僕もはっきりつかめないで、僕がつかめないということ、住民の多くはまだつかめておらんということになりますね。そういうあり方を僕はいつも批判しておるんであって、きちんとこうこうこういうふうにします、今度はスケジュールはこういうふうですというふうに明快に指導していく。行政でも専門職ですから、積極的に明確に推進していく努力をぜひしてほしいと思います。まず質問の中心は、ごみ減量化検討委員会というのは何者ぞ、どういうことをこれからやられるのかということが一つ。

それから、あとスケジュールですね。まちづくり基本条例が施行される四月までのスケジュールを、先ほど言いましたまちづくりセンター、それから協議会、審議会の立ち上げを通してやっていく。しかも、つくったけれども、これから実行していくときに私たちもまだ暗中模索があるということ、これはもう当然です。みんなお互いにそれを暗中模索ですけども、その中から特化していきながら行くわけですから。でも何かまだいまいちつきりせんスケジュール的な面を、今発表できなければ、できるだけ早くその辺は、こうこうこういう順番でとか、こういうふうに考えておるということを、修正はあってもいいんですから、ぜひ住民の皆さんにも知らせてほしいというふうに思います。いずれにしても、このごみ減量化の問題とまちづくり基本条例の具体化と、目に見える形での推進の方法はぜひしっかりと進めてほしいと思います。

次、留守家庭児童教室の問題ですが、まず質問ですけど、障がい児は現在受け入れておられませんかということが一つ。それから先ほど言われました、町には規定が、今までは一般的には指導員は免許のある人というふうだったんですが、補助指導員の枠の中で、子供が好きでしかも活発に動いてもらえる人ということであれば、もつと指導員、補助指導員でもいいですが、集まるんではないかというふうに思いますが、特に夏休みとか春休みの長期休暇のときの指導員のお仕事は大変だと思しますので、そこら辺はどういうふうに考えてみるのか。

もう一つ、幼稚園の話ですが、幼保一元化がやがて具体的になってくるけど、それまではというんですが、例えば先ほど言いま

した幼稚園の二時過ぎの預かりというのは、町独自でできて、この後新しい法案が出たときに困るといことは、僕はないと思うんだけどね。やれることをやっていけばいいんじゃないかと思えますけどね。その中で修正が必要なら修正していけばいいと思います。そういうふう実践的で、しかも即できるやり方をしないと、一年、二年先まで待つてくれと。じゃあ今年三年生の子が今度四年生になるときにどうするかということになりますね。親は差し迫っているわけですから、そういう点も含めて柔軟に、しかも英断をもって、うちはこうやってやるんだというような思い切った、これに限ったことではないんですけど、ぜひそういうふうなことをしてほしいというふうに思います。何か答弁を聞いておると、条例でこうなっておるからこうだというふうなことだけで、歯がゆくてしょうがないんですね。ぜひその辺をしっかりとしてほしいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） ただいま十二番議員の再質問の件の中で、ごみ減量検討委員会の具体的な内容はということでお尋ねでございますけれども、こちらは実はまちづくり基本条例ができた関係で、各種施策はPDCAという形で行政評価等回していかなければならないような、これからの行政の進め方の変化、こういったことを積極的に進めていくには、従前の企画会議、あるいはプロジェクト等の要綱、これらを一切見直しまして、垂井町経営統合会議という、町長をトップにした、全課長が参画した統合会議を設置いたしましたところでございます。その統合会議の下部組織とし

て、常置の会議としてはただいま申しました行政評価の問題とか財政等、それから実施計画関係、総合計画関係、こういったものも三カ年ローリングと言いつつも、いわゆるPDCA化して、より行政の実効性の高い状態で進めていく必要があるという一つの常置の組織体。

もう一方、非常置という形で、そのときそのときに重要となる行政案件、こういったものを専門的に検討していく内部会議がいわゆる検討委員会という形で、今回はごみ減量検討委員会を設置したところでございます。こちらは私が委員長ということで、以下、総務課、企画調整課、それから所管の住民課、あるいは下水道課、建設課、それから生涯学習課という組織体でこの委員会を立ち上げたところでございます。

このごみ減量に関しましては、その延長線上の中には広義な環境問題も控えております。先ほどの住民課長、あるいは町長の答弁にもございましたとおり、クリーンセンターの延命化の問題とか、それから上下水道課につきましては汚泥の問題だとか、いろいろごみ関係についての諸問題が発生していくものでございまして、行政としてのシンクタンク機能をさらに高めるためにも、専門的にこの委員会の中で検討・検証していく、情報を収集していく必要があるということで、この委員会を立ち上げたところでございます。内部的にこの検討委員会を立ち上げつつ、一方では住民との協働ということでまちづくり基本条例の中に定められておりますまちづくりセンター、あるいはまちづくり協議会、まちづくり審議会、こういった組織体と機動的に連携を図りながら、この問題を住民とともに進めていくというものでございます。

蛇足になりますけれども、一方のごみ減量化等推進協議会と同  
推進委員会、こちらはやはり条例のもとがございます。垂井町廃  
棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいた組織体でございます。  
当分の間は併存しながら進めていかざるを得ないという考え方で  
ございますけれども、こちら辺、いわゆるトライアングルの中で  
有機的にしっかりと対応はしていくという考え方でございますの  
で、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 十二番議員の再質問にお答えをさ  
せていただきます。

まず、障がい児は現在受け入れているのかということござい  
ますが、現在のところ、障がい者については調査をしております  
んが、基本的に、生活習慣が確立されており集団生活ができる者  
であれば、指導員の加配も必要なく受け入れ可能と考えておる  
ところでございます。

その次に、長期休暇中の指導員の体制でございますが、先ほど  
答弁の中で補助指導員というものを御説明申し上げましたが、こ  
の補助指導員はどういう方かといいますと、子育てサポーターと  
か学生ですね。保育士、幼稚園等の教諭免許取得予定者でござい  
ます。

それで、長期休暇中の体制でございますが、近隣の短期大学、  
あるいは四年制大学の学生の方に大学を通じて募集をかけておる  
ところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問の一番最後の部分で、  
幼稚園の延長保育のことがございました。

法案が通るまでではなくて、すぐにも垂井町らしさの中でや  
れないかという御意見でございましたが、先ほど担当課も説明申  
し上げましたように、現在ではまだ幼稚園、保育園別々の動きの  
中にあります。文科省、厚労省の縛りの中で動いておるとい  
況の中で、幼稚園につきまして、もし延長保育で延長をやるう  
とすれば、学級担任とは別の人員の確保の問題、あるいは預かり保  
育専用の部屋の確保というようなことが、現状ではこの法律の中  
で出てくる可能性があります。

そういった場合に、やはり先ほど言いましたように、今検討さ  
れております子ども・子育て新システムの中で幼保一元化とか、  
あるいはそういった部分の統合というのが出てくるものではない  
かなというふうに思っております。

私どもが今回進めております幼保一元化を少し足踏みしたいと  
いうのも、実はこういったことによつて、今まで縦割りであった  
のが両課並列という形になってくる中で、今までそれをクリアす  
るためにいろいろ努力してきたことが、今回は全くそれがなくな  
る可能性も出てくるというような中での対応でございますので、  
やはり国の法案の動向等をしっかりと見きわめる必要があるとい  
う思っております。ですから、独自の幼稚園の延長ということに  
しまして、やはりそういった法律の、今の時点では縛りを受け  
るといふ状況の中にあるので、いましばらく国の動向を見定

める必要があるというふうに認識をしておりますので、よろしく  
お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 五番広瀬文典君。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） まず七年前に鹿児島島の基地から打ち上げら  
れました日本の小惑星探査機はやぶさが、数々のトラブルに見舞  
われながら、満身創痍になりながらも六十億キロという想像もつ  
かない宇宙の旅を終え、一昨日地球に帰還いたしました。このこ  
とは政治・経済の停滞感が漂う中で大きな朗報であり、世界に誇  
れる快挙でもあります。心から賞賛をしたいと思います。

さて、最後になりましたが、議長の許可を得ましたので、通告  
に従い一般質問を行います。

これまではお金の出ていくお話が多かったと思います。私はお  
金の入るお話をいたします。町長、迷うことはございません。直  
ちに実行に移してください。

自主財源の確保についてでございます。

さきの金融危機に端を発した景気低迷がようやく一部に回復の  
兆しが見え始めたやさき、今度はヨーロッパで金融不安が起き、  
これからの我が国の景気動向に予断を許さない状況であります。  
さらに、昨年期待されて劇的に政変を果たした政府与党も、期待  
にこたえられずに首相交代をせざるを得なくなり、政治の停滞は  
続き、景気対策は後手に回る感は否めず、先行き不透明な状況が  
続いております。

景気低迷は町財政に影響を与えることは実証済みで、現に町税  
収入を見た場合、三年前と比較しますと実質三億円以上減収にな

つています。交付税などで何とか補っていますが、今の国の台所  
事情からすれば、今後において不安定要素が多いことも事実であ  
ります。

地域主権なる言葉を唱え政変を果たした現政権においても、そ  
の道筋はなかなか見えてこない中で、町長がよく言われる自主自  
律のまちづくりを本気でするならば、いわゆる親方日の丸の意識  
をまずぬぐい去らなければなりません。

交付税や補助金の動向によって、町の政策、事業に影響が及ぶ  
ことが本場の自主自律と言えるのでしょうか。とはいえ、現実的  
にはそう簡単に行くことではないことは重々承知しており、理想  
だけで、言葉だけで政ができないことはさきの国政の出来事でも  
証明をしております。

しかしながら、地方行政が従来のもままでよいはずはなく、確た  
るものにするためには自主自律に向けた最善を尽くすことが求め  
られております。

話が少しそれますが、冒頭の探査衛星はやぶさには、状況分析  
しみずからの判断で航行する自立誘導の高度なシステムが組み込  
まれていたそうであります。七年間の長い航行の間で、姿勢制御  
のトラブルやエンジンの故障、通信途絶などの数々のいろんな諸  
問題、トラブルが発生し、関係者は幾度となくあきらめかけたそ  
うです。しかしながらも、衛生のシステムと管制官、技術者たち  
のたゆまない努力と知恵により克服し、この偉業をなし遂げたこ  
とは学ぶべきことが多いのではないのでしょうか。

さて、今、垂井町の財政状況を見た場合、危機的状況ではあり  
ませんが、町税の減収、経常収支比率、あるいは実質公債費比率

の悪化などで厳しく、第五次総合計画に基づくまちづくりを真に目指すならば、財源の不足は否めません。何事をなすにおいても、大なり小なりお金がかかることは事実であります。そのようなことから、自主財源の確保は大変重要な課題であります。これからその対策についてお尋ねをまいります。

今までも、税や、あるいは使用料の滞納等の徴収については重要なことであり、それなりに取り組みされており、ここでは新たな財源対策やもつと強化すべき対策についてお尋ねをいたします。

一つ目は、寄附条例の制定についてであります。

過去十年間の寄附の垂井町の実績を見てみますと、多い年で六百万円台、少ない年で七万円ほどと、平均すれば二百万円を超しております。ただし平成二十年度は別だというふうに理解しております。

これは町が募ったものではないにもかかわらず、そこその金額であります。そこで、寄附をきちんとした制度として確立し、透明化を図り、広くPRすることにより善意の寄附がさらに促進されるよう取り組む必要があるのではないのでしょうか。

ある自治体では、森林保全、あるいは登山道整備など事業の具体的メニューを示して全国から寄附を募るもので、寄附をする側が政策や事業を選べるようにし、また、基金として積み立てし事業化することもできるようにしています。

例えば、我が町でも伝統芸能の保全や、あるいは観光開発、青少年スポーツ強化など事業メニューを示し、広く募るようにされてはいかがでしょうか。

今、全国でおよそ三十ほどの自治体でこの条例を定めておりま

す。受ける側が制度としてきちんと示すことにより、寄附する側の意思も反映され安心できるものと考えますが、このような独自の寄附条例の制定について、町長の所見をまずお伺いいたします。次に、ふるさと納税制度の取り組み強化についてお尋ねをいたします。

まず、制度ができて町での実績はどのようになっておりますか。取り組みを見てみると、インターネットでの通り一遍のPRだけでは余りにも消極的ではないでしょうか。まず納税の呼びかけを積極的にする必要があるのではないかと。ある自治体では、納税者に特産物の特典をつけたり、また別の自治体では納税の呼びかけに力を入れております。これは町外に住む親類や知人にふるさと納税の寄附を呼びかけ、紹介してもらおうとカードを町内世帯に配付しています。ここでも寄附の用途の事業が選べるようにしておるそうです。前の寄附条例と連動し、まず紹介カードをつくり、もつと積極的な取り組みとすることについて、町長の所見をお伺いいたします。

三つ目です。広告事業を積極的に推進することについてお尋ねをいたします。

町も三年ほど前から企業広告をごく一部の配付物について掲載を始めております。その後、あまり進展がないといえますか、目立つような感じはいたしませんか、まず何か問題があるのでしょうか。町が発行する配付物はかなりあります。文書に限らず、庁内には眠っている広告媒体となり得る資源が多くあり、職員の皆さんが意識を高めることにより、それを掘り起こしてもらえればと期待するものです。広告事業を推進することについての町長の



所見をお伺いします。

以上、財源確保について三点ほどお尋ねいたしました。いずれも早急に、また大きな効果が期待できるとは考えておりません。地道な積み重ねになると思います。ここで肝心なことは、厳しい財政状況の中で、まちづくり基本条例も定め、これからの住民協働によるまちづくりを進める上において、少しでも財源を確保しようとする姿勢を行政がみずから示すことにあると私は思います。これについての町長の所見をお伺いいたします。

次に、住民からの苦情、要望について、大きい二つ目です。これについてお尋ねいたします。

住民の声を聞くことは町政の基本であります。垂井町は住民へのサービス向上として、特に窓口業務を重点に取り組みをされました。シフト勤務による応対時間の延長、昨年秋の窓口力ウインターの見直し、改修ですね。それから、ことしに入ってタッチパネルの案内掲示板の導入、その間には接客応対訓練等の取り組みをされました。これは住民の声の反映であると思います。ここでは、町に寄せられる声で、特に苦情、あるいはそれに類似する要望、意見というものの対応・処理についてお尋ねをいたします。

苦情等の内容としましては、応対に関することや、あるいは業務、それから設備や施設に関するものがさまざまあると思います。また、その苦情伝達の方法としては、庁舎に見えて直接伝える、あるいは現地で職員に申し出るといったケースや、それから電話、あるいは投書できるように分かれると思います。

ここでもまずお尋ねいたします。昨年度の垂井町における苦情等

の状況及び対処についてはどのようにございましたか、お伺いします。

次に、苦情や要望でよく聞きますが、早くやってくれたと。その一方でなかなかやってくれないと。また、いわゆる回答もないという声も聞きます。問題なのは後者であって、情報が伝わっていないのか、聞き流されているのではないかと疑われて、それが住民の意見が行政に反映されない住民無視の行政だということにながってまいります。

ここでお尋ねです。投書や提案箱での場合は記録も残りますが、口頭や電話での場合の報告、判断、対応などについて、現状はどのようにされているのか。マニュアル等は整備されているのか。

ある自治体では、住民からの苦情や要望に適切に対応するため、統一の記録用紙を作成し、上司への報告・相談の徹底を図っています。口頭、電話も含めてすべてを記録することが、情報の共有化も図られ、より適切な対応につながるものと考えます。さらに、記録を集積し、また、分析することにより、問題の発見や対処、改善の糸口が見出せる大変貴重なデータと言えるでしょう。そこでお尋ねです。垂井町においても、苦情や要望に、より適切に対処するために、統一された書式に文書による記録をし、対応・対処の体制を整えることについて、特にサービス向上に努められている副町長に所見をお伺いして、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 五番議員の御質問について、自主財源の確保、また住民からの苦情、要望についての御答弁をさせていた

だきたいと思えます。

まず、自主財源の確保についての総括的な話でございますけれども、議員御指摘のとおり、自主財源の確保につきましては、これからの行政ニーズに対応していく上で非常に重要な事柄でございます。昨今、六〇%前後で推移しておると記憶しておりますけれども、そのうちでも四〇%余りの依存財源というのが地方交付税、あるいは国・県交付金、補助金等を含めた中で、やはり大きなウエートを占めてきていると。それによって町独自の行政施策も打てないような状態の部分もございます。その反面、自主財源をしつかり確保していくことは、これからの財政出動に伴います諸施策には欠くべからざるものだと思っております。

したがいまして、ただいま進めております工場誘致関係でございます。これは固定資産税のみならず、いわゆる従業員の方々の関係の税金等も期待できるものでございますが、時間もかかりますし、地権者の皆様方の多大なお力添えもいただかなければならないということでございます。

もう一つは、市街化区域等におけますいわゆるミニ開発でございますが、民間の住宅分譲会社等が進められます開発につきまして、町道を先鞭的に計画するなどしながら、そういった方向も促進していくということで行政の運営をしているところでございますが、それらもいつもあちらこちらに発生するものでもございませぬ。しかしながら、そのときそのときの確な対応をしていくことよって、恒久的財源となります固定資産税等の税金涵養につながっていくと、いわゆる自主財源でございます。こういった確保につきましては、何回も申しますが、諸施策を展開していく

上では非常に重要なことという認識のもとに、今後とも鋭意進めていきたいというふうに考えておりますと同時に、議員が御質問で述べられておりますきめ細かな財源確保、こういったことにもやはり怠りなく対応していくことが、トータルの税金涵養になっていくものというふうに認識いたしておるところでございます。詳細・個別につきましては各所管から申し上げさせていただきますけれども、自主財源についての総括的なお話でございます。

次に、住民からの苦情、要望についてでございます。まず苦情、要望でございます。受け付け対応した部署で文書化し、情報の共有を図ることは、行政マネジメントとして重要かつ基本でございます。行政への住民信頼性の確保には必要欠くべからざることでございます。そういう認識であります。

以前から苦情、要望につきましては、各課、施設等におきまして文書化し対応しておりますが、統一様式の規定も含め制度化されていないのが実情でございます。御提言をいただいておりますので、早い時期にこういった事柄の改善をしていきたいという思いでございます。

冒頭にも申し上げましたが、住民の信頼なしに行財政は進められません。そういった観点からも、今後とも住民目線に立ったサービスのある方に対し、真摯に取り組みをしていく所存でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私の方からは五番議員の御

質問の中の、まず第一点目の自主財源の確保の中の寄附条例の關係、それから広告収入事業の關係、それから住民からの苦情、要望についての部分につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

それでは、まず第一点目の寄附条例の制定でございます。

もう既に御存じのように、地方自治法の目的の中にもございませうように、行財政の運営に当たりましては、住民福祉の増進のために最少の経費で最大の効果が上がるよう努めなければならぬといった項目がございます。こういった背景の中で、我々行政運営につきまして、いかに歳出を抑制し、さらに自己財源を確保していくかと、昨今こういった企業の経営感覚が求められているところでございます。そういったことから、自主財源の確保につきましては、税収の適切な確保、あるいは昨年度も行いましたけれども、ごみ処理手数料の徴収等、使用料及び手数料の見直し等、今後考えていかなければならない課題もございます。

それと、今後は、先ほども副町長の回答にもございましたが、間接的には企業誘致、あるいは現在未利用地となっております公用地、こちらの方の有効活用を図りながら、新たな自主財源を確保していかなければならないと考えているところでございます。

さて、議員御指摘の寄附についてでございますが、こちらにつきましても過去の実績を踏まえすと、一つの大きな財源の確保の方法であろうと存じ上げておるところでございます。

従来、行政につきましては、住民からの寄附を募るといったことにつきましても非常に消極的であった部分もございます。昨今、住民のふるさとへの思いや、住民との協働のまちづくりといった

考え方によりまして、ふるさと納税制度の導入など社会的に考え方が変化してきているのは事実でございます。これまで、寄附事業につきましては、寄附者の意向を反映させるように配慮するなど、その管理運営につきましては適切に対応を行ってまいりましたところでございます。わずかでも自主財源を確保するための寄附を募るといった制度化をしてはどうかといった趣旨の御質問でございます。

現在、経済状況においても非常に低迷しておる状態の中で、こういった条例制定によりまして制度化をする、そして積極的に寄附を募るといったことが果たしてよいのかどうかといったことも踏まえまして、他市町村の事例も参考にしながら、調査研究をしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

続きまして、広告収入事業の推進でございます。

現在、垂井町におきましては企業広告の募集を募っております。広報「たるい」、あるいは垂井町ホームページにおいて広告を掲載しているところでございまして、垂井町ホームページを見るときは、若干まだ事業者のニーズが少ないといった部分もございます。

今後考えられる媒体といたしましては、郵送用の封筒であるとか、それから戸籍の窓口で渡しております封筒に広告を掲載する、あるいはふれあいバスですね。それから、公共施設に掲載してある自治体もあるように聞いておりますし、そういったものが例示として挙げられるところでございます。こういったことにつきましては、そういった事業者の方のニーズ、それから費用対効果で

すね。それからコスト面等々検証が必要になってくる部分がございますので、そういった部分もあわせながら、今後研究をして取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御理解いただきましたと存じます。

それから、大きな二つ目でございます。住民からの苦情、要望についてということでございますが、昨年度、平成二十一年度でございますが、百件余りの苦情、要望がございまして、そちらにつきましましてはすべて紙ベースでもって記録をしているところでございます。

昨今、住民の皆さん方の価値観が多様化する中で、すべての要望に沿う回答ができていくわけではございません。また、行政の説明責任を果たすといった観点からも、対処に時間がかかる場合もございますが、すべての苦情、要望には回答をするようにしておるところでございます。しかしながら、こういった要望、苦情につきましては、えてして匿名による苦情、要望の場合もございます。そういった場合につきましては、回答しようにも限界がございまして、その部分については御了承いただきたいと考えているところでございます。

また、総務課において受ける苦情につきまして、職員の窓口の対応、あるいは電話の対応に対する苦情があるわけでございますが、そういった場合につきましては担当所管の方に報告をいたしまして、改善の指導を行っておるところでございます。

続きまして、マニュアルの有無でございます。

現在、そうした苦情、あるいは電話での対応につきましますマニュアルについては有しておりません。しかし、苦情や要望の記録に

つきましては、各課で苦情等の処理簿を設置しておりまして、口頭や電話での対応も含めまして記録しながら、係、課内での処理簿を回覧し、それぞれ情報の共有をしているところでございまして、重要な案件につきましては、当然決裁でもって町長まで決裁を上げているところでございます。

それから、今後の処理体制でございますが、こちらにつきましても情報の共有化に向けまして、現在、各課それぞれで行っております対応記録の様式を調整いたしまして、情報や要望に適切に対処するためのマニュアル作成に向けまして取り組んでまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。

以上、私からの回答とさせていただきます。  
議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕  
企画調整課長（早野博文君） 五番議員の、自主財源の確保についての第二点目、ふるさと納税制度の取り組み強化につきまして、町の実績はどうなっているかといった問いについて、私どもからお答えをしたいと思います。

この制度につきましては、平成二十年の七月から導入されまして、出身地や、また、応援したい自治体に寄附をいたすことで地方を元気づけようと、また、応援していこうといったような制度でございます。今日まで、町のホームページに「垂井町のまちづくりを応援してください」といったタイトルをもちまして呼びかけをしております。

そこで、お尋ねの実績数値でございますが、平成二十年度は三

十三万円、二十一年度は二十二万円でございます。貴重な御寄附を賜ったところでございます。

それから、ついせんだって、六月一日に県の企画部の方からふるさと納税に關します調査結果が送られてまいりました。ここで少し御紹介を申し上げます。市町村ごとの公表は不可となっておりますので、個々具体的には詳しくは申し上げますが、御了承願いたいと思います。

まず初めに、県下の市町村の寄附の状況でございます。全体で五百九十五件の申し出があつたところでございます。金額にいたしまして、端数は切り捨てをさせていただきますが、約二億八千万円、実に一人当たりの平均額といたしましては約四十七万円となっております。

次に、寄附者への特典、サービスを行っているかどうかにつきましては、十八の市町村が行っており、そうした制度は設けていないというのが二十市町村でございます。

また、寄附の呼びかけの手段・方法についてでございますが、すべての市町村におきまして、ホームページあるいは広報による呼びかけとされておりまして、中には送付文書のPR、ゴム印の押印をしたりとか、イベント等でチラシの配布を行うとか、それから職員によります知人や友人に呼びかけをしているなど、そういう方法を講じている市町村もございました。

いずれにいたしましても、議員御指摘にございました他市町村の取り組みも参考にしながら、少しでもその強化につながる工夫あるいは研究をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それから次に、三点目の広告収入事業を積極的に推進することについてのお尋ねでございますが、広報「たるい」、それからホームページを広告媒体といたしております企画調整課から御回答を申し上げます。

広報「たるい」の広告掲載料金につきましては、現在、一枠一回につき六千円でございます。それから、ホームページの広告掲載料金につきましては、一枠一月につき八千円となっております。

二十一年度の広告収入の実績でございますが、広報で二十六万四千円ございました。それから、ホームページで十六万円の収入があつたところでございます。

議員冒頭申されましたとおり、本町の財政事情は非常に厳しい状況下に置かれております。職員一人ひとりが経営感覚を持つことはもちろんのこと、意識改革が求められておることを十二分に認識をいたしまして、引き続き掲載の募集に努めつつ、考えられる媒体はそのほかにないのかどうかということについて検証してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後三時二分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 藤墳理

議員 吉野誠